(資料1)

令 和 6 年 第 1 回 鴨 川 市 議 会 定 例 会

一 議 案 説 明 資 料 一

令和6年2月22日提出

<u>目次</u>

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第1号	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	4
議案第2号	鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の	企画総務部 総務課	7
	制定について		
議案第3号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	12
議案第4号	鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課	16
議案第5号	鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	18
議案第6号	鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	20
議案第7号	鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一	市民福祉部 健康推進課	25
	部を改正する条例の制定について		
議案第8号	鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を	市民福祉部 子ども支援課	97
	改正する条例の制定について		
議案第9号	鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	99
議案第10号	鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ	市民福祉部 環境課	101
	いて		
議案第11号	鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 農林水産課	107
議案第12号	鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課	110
議案第13号	鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	水道課	117
議案第14号	鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水道課	118
議案第15号	鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国保病院	120
議案第16号	令和5年度鴨川市一般会計補正予算(第9号)	企画総務部 財政課	121
議案第17号	令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	市民福祉部 市民生活課	130
議案第18号	令和5年度鴨川市介護保険特別会計補正予算(第3号)	市民福祉部 健康推進課	132
議案第19号	令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	市民福祉部 市民生活課	135

議案第20号	令和6年度鴨川市一般会計予算	企画総務部 財政課	資料3
議案第21号	令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	137
議案第22号	令和6年度鴨川市介護保険特別会計予算	市民福祉部 健康推進課	142
議案第23号	令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	148
議案第24号	令和6年度鴨川市水道事業会計予算	水道課	151
議案第25号	令和6年度鴨川市病院事業会計予算	国保病院	155
議案第26号	鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	158

議案第1号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鴨川地区統合小学校整備検討委員会を設置するため、鴨川市附属機 関設置条例(平成31年鴨川市条例第4号)の一部を改正することについて、同法第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 鴨川市附属機関設置条例の改正

鴨川地区統合小学校整備検討委員会(以下「委員会」という。)を次のとおり設置する。

ア 担任する事務

教育委員会の諮問に応じ、鴨川地区(鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校の通学区域をいう。)の統合小学校の整備に関する事項について調査審議を行うこと。

- イ 組織 委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員
- ウ 定数 12人以内
- 工 構成
 - (ア) 学校教育の関係者
 - (イ) 識見を有する者
- オ 任期 委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで
- (2) 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の改正(附則第2項) 委員会の委員の報酬を日額5,000円とする。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表

71. → 21.	71.77W			
改正前	改正後			
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)			
1 市長の附属機関 略	1 市長の附属機関 略			
2 教育委員会の附属機関	2 教育委員会の附属機関			
名称 担任する事務 組織 定数 構成 任期	名称 担任する事務 組織 定数 構成 任期			
略	略			
鴨川市 略	鴨川市 略			
学校適	学校適			
正規模	正規模			
等検討	等検討			
委員会	委員会			
(新設)	鴨川地 教育委員会の諮 委員長 12 人 (1) 学校教 委嘱の			
	区統合 問に応じ、鴨川地 1人、 以内 育の関係 日から			
	<u>小学校</u> <u>区(鴨川小学校、</u> <u>副委員</u> <u>者</u> <u>諮問に</u>			
	<u>整備検</u> <u>東条小学校、西条</u> <u>長 1 人</u> <u>(2) 識見を</u> <u>係 る 調</u>			
	<u>計委員</u> <u>小学校及び田原</u> <u>及びこ</u> <u>有する者</u> <u>査審議</u>			
	会 小学校の通学区 れら以 が終了			
	<u>域をいう。)の統</u> <u>外の委</u> <u>するま</u>			
	合小学校の整備 <u>員</u> で			
	に関する事項に			
	ついて調査審議			
	<u>を行うこと。</u>			

鴨川市	略	鴨川市	略
学校給		学校給	
食セン		食セン	
ター運		ター運	
営委員		営委員	
会		会	
略		略	

(附則第2項) 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
別表第3(第2条関係)		5	別表第3(第2条関係)		
日額報酬表			日額報酬表		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
略			略		
学校適正規模等検討委員会の委員	略		学校適正規模等検討委員会の委員	略	
(新設)	•		鴨川地区統合小学校整備検討委員会の委員	5,000円	
学校運営協議会の委員	略		学校運営協議会の委員	略	
略	·		略		

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が令和6年4月1日から施行されること等に伴い、鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年鴨川市条例第27号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正
 - ア 題名を鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例に改める。
 - イ 期末手当の支給率を100分の122.5 (現行100分の67.5)とする。
 - ウ 新たに勤勉手当を支給することとし、その支給率を100分の102.5とする。
 - エ その他条文の整備を行う。
- (2) その他

次の条例について、条文の整備を行う。

- ア 鴨川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年鴨川市条例第28号)(附則第2項)
- イ 鴨川市史編さん委員会設置条例(平成17年鴨川市条例第87号)(附則第3項)

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」 という。) 第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第 203条の2第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げ る職員(以下「会計年度任用職員」という。)の報酬、期末手当及び費 用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 会計年度任用職員には、報酬、期末手当及び費用弁償を支給する。

2 略

(報酬及び期末手当の支払)

第3条 報酬及び期末手当は、法令その他特別の定めがある場合を除き、 現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、市長 が必要と認める場合には、会計年度任用職員の申出により口座振替の方 法で支払うことができるものとする。

(期末手当)

第12条 期末手当は、任期が6月以上の会計年度任用職員(規則で定め る者を除く。以下この条において同じ。)であって、6月1日及び12 月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、 それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準 日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、同 様とする。

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

という。) 第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第 203条の2第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げ る職員(以下「会計年度任用職員」という。)の報酬、期末手当、勤勉 手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 会計年度任用職員には、報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償 を支給する。

2 略

(報酬、期末手当及び勤勉手当の支払)

第3条 報酬、期末手当及び勤勉手当は、法令その他特別の定めがある場 合を除き、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。た だし、市長が必要と認める場合には、会計年度任用職員の申出により口 座振替の方法で支払うことができるものとする。

(期末手当)

第 12 条 期末手当は、任期が 6 月以上の会計年度任用職員(規則で定め る者を除く。以下この条において同じ。)であって、6月1日及び12 月1日(以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の規則で 定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡し た会計年度任用職員についても、同様とする。

2 • 3 略

4 期末手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に 換算した額に 100 分の 67.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の 期間における その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ 略

5 略

(新設)

2 • 3 略

4 期末手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に 換算した額に 100 分の 122.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の 期間における 当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ 略

5 略

(勤勉手当)

- 第13条 勤勉手当は、任期が6月以上の会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)であって、6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、基準日以前6月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給 について準用する。
- 3 勤勉手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に 換算した額(以下この項において「基礎額」という。)に、市長が別に 定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する会計年度任 用職員の総額は、当該会計年度任用職員の基礎額に100分の102.5を乗 じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、任命権者は、その者に 所属する会計年度任用職員が少数であることその他の特別の事情によ

第13条·第14条 略

(国際交流員又は外国語指導助手の報酬及び費用弁償)

第15条 第2条、第4条から第8条まで及び第10条から<u>第12条</u>までの 規定にかかわらず、外国青年招致事業により招致され国際交流員又は外 国語指導助手として任用された会計年度任用職員には、報酬及び費用弁 償を支給する。

 $2\sim4$ 略

第16条 略

り、他の任命権者に所属する会計年度任用職員との均衡を考慮し必要が あると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

4 会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第14条·第15条 略

(国際交流員又は外国語指導助手の報酬及び費用弁償)

第16条 第2条、第4条から第8条まで及び第10条から<u>第13条</u>までの 規定にかかわらず、外国青年招致事業により招致され国際交流員又は外 国語指導助手として任用された会計年度任用職員には、報酬及び費用弁 償を支給する。

 $2\sim4$ 略

<u>第17条</u> 略

(附則第2項) 鴨川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 新旧対照表

|--|

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、<u>鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u>(令和元年鴨川市条例第27号)第4条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、<u>鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u>(令和元年鴨川市条例第27号)第4条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

改正後

(附則第3項) 鴨川市史編さん委員会設置条例 新旧対照表

改正前	改正後
(報酬等)	(報酬等)

第7条 略

2 主任委員の報酬、期末手当及び費用弁償については、<u>鴨川市会計年度</u> 任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年鴨川市 条例第27号)の定めるところによる。

第7条 略

2 主任委員の報酬、期末手当<u>、勤勉手当</u>及び費用弁償については、<u>鴨川</u> 市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年鴨川市条例第 27 号)の定めるところによる。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第3号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

医師等の管理職手当及び医務研究手当並びに看護師等の夜間看護手当の額を改定する等のため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 43 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 医師等の管理職手当の額の改定

医師及び歯科医師の管理職手当の額について、当該医師又は歯科医師が属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25(現行100分の10)の範囲内で規則で定める額とする。

(2) 医師等の医務研究手当の額の改定

医師及び歯科医師の医務研究手当の額(月額)について、次のとおり改定する。

区分	改定前	改定後
病院長及び医療参事	300,000 円以内	450,000 円以内
医師及び歯科医師	250,000 円以内	400,000 円以内

(3) 看護師等の夜間看護手当の額の改定

看護師及び准看護師の夜間看護手当(※)の額について、6,500円(現行4,900円)とする。

(※) 看護師又は准看護師が正規の勤務時間として夜間(午後 10 時から翌日午前 5 時までの間)に看護の業務に従事したときに支給する 手当をいう。

(4) 言語聴覚士の追加

医療職給料表 (二) 級別基準職務表に言語聴覚士の職務を追加する。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

以止則
(管理職手当)
第 19 条 略

2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の10の範囲内で規則で定める額とする。

3 略

別表第5の2 (第4条関係)

ア~ウ 略

工 医療職給料表 (二) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、
	作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務
2級	1 略
	2 高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診
	療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法
	士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務

(管理職手当)

第19条 略

2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の10<u>(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、100分の25)</u>の範囲内で規則で定める額とする。

改正後

3 略

別表第5の2 (第4条関係)

ア~ウ 略

工 医療職給料表 (二) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、	
	作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士又は	
	技師の職務	
2級	1 略	
	2 高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診	
	療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法	
	士 <u>、言語聴覚士</u> 、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の	
	職務	

3級 1・2 略 3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療 法士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務

才 略

別表第6 (第13条関係)

- (1) 略
- (2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当

手当の種類	支給の範囲	支給	支給金額
		基準	
略			
2 医務研究手	病院長及び医療参事	月額	300,000 円
<u>当</u>			<u>以内</u>
	医師及び歯科医師	月額	250,000 円
			<u>以内</u>
3 夜間看護手	看護師、准看護師が午後4時	1回	4,900 円
<u>当</u>	から翌日の午前9時までの間		
	に夜間看護に従事したとき		
略			

級	1 •	2	略

3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療 法士、<u>言語聴覚士</u>、歯科衛生士、歯科技工士又は技師 の職務

略

才 略

別表第6 (第13条関係)

- (1) 略
- (2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当

手当の種類	支給の範囲	支給	支給金額
		基準	
略			
2 医務研究手	病院長及び医療参事	月額	450,000 円
<u>当</u>			<u>以内</u>
	医師及び歯科医師	月額	400,000 円
			<u>以内</u>
3 夜間看護手	看護師、准看護師が正規の勤	1回	6,500 円
<u>当</u>	務時間として午後10時から翌		
	日の午前5時までの間に看護		
	の業務に従事したとき		
略			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第6(夜間看護手当に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に従事を開始する看護の業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事を開始した看護の業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第4号

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部が改正され令和5年5月11日から施行されたことに伴い、鴨川市印鑑条例(平成17年鴨川市条例第14号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

コンビニエンスストアの端末機による印鑑登録証明書の交付の申請について、現在の個人番号カードを使用する方法に加え、電子証明書が記録 されている移動端末設備(スマートフォン)を使用する方法により行うことができることとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
(印鑑登録証明書の申請及び交付)	(印鑑登録証明書の申請及び交付)
第 15 条 略	第 15 条 略
2 略	2 略
3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人	3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)	を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)
第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団	第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団

体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で自動的に証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)<u>に暗証番号その他必要な事項を自ら入力すること</u>により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で自動的に証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市総合保健福祉会館の老人デイサービスセンターを廃止し、子ども家庭センターを設置するため、鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理 に関する条例(平成17年鴨川市条例第100号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市総合保健福祉会館の老人デイサービスセンターを廃止し、子ども家庭センターを設置する。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(施設)	(施設)
第3条 ふれあいセンターに次の施設を置く。	第3条 ふれあいセンターに次の施設を置く。
(1)~(9) 略	(1)~(9) 略
(10) 地域福祉活動推進室	<u>(10) 子ども家庭センター</u>
(11) 老人デイサービスセンター	(11) 地域福祉活動推進室
(12) 略	(12) 略
(ふれあいセンターの業務)	(ふれあいセンターの業務)
第4条 ふれあいセンターは、次に掲げる業務を行う。	第4条 ふれあいセンターは、次に掲げる業務を行う。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) デイサービスに関すること。

(5) (6) 略

(長期かつ独占的な使用)

設の設置目的を効果的に達成させるために必要があると認めるときは、 当該施設を社会福祉法人等に長期かつ独占的に利用させることができ る。

(使用料等)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により第3条第11号に規定す る施設を長期かつ独占的に利用する者は、次に掲げる使用料及び施設の 利用に係る光熱水費その他の経費を支払わなければならない。

老人デイサービスセンター

月額 175,000円

 $(1)\sim(3)$ 略

(削る)

(4)・(5) 略

(長期かつ独占的な使用)

第9条 市長は、第3条第10号及び第11号に規定する施設について、施 第9条 市長は、第3条第11号に規定する施設について、施設の設置目 的を効果的に達成させるために必要があると認めるときは、当該施設を 社会福祉法人等に長期かつ独占的に利用させることができる。

(使用料等)

第10条 略

(削る)

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者(65歳以上の被保険者)に係る保険料率の設定を行うため、鴨川市介護保険条例(平成17年鴨川市条例第116号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第13号)が令和6年4月1日から施行されることに伴い、第1号被保険者を13区分(現行9区分)とするとともに、それぞれの区分の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を次のとおりとする。

第1号被保険者の区分		保険料率	
	令和3年度から	令和6年度から	
	令和5年度まで	令和8年度まで	
ア 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者	36,000 円	35, 490 円	
(第1段階) 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者、被保護者又は市民税世帯非課税者で課税年金収入			
額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの			
イ 令第38条第1項第2号に掲げる者	54,000 円	53, 430 円	
(第2段階)市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下のもの			
ウ 令第38条第1項第3号に掲げる者	54,000 円	53,820 円	
(第3段階) 市民税世帯非課税者で上記ア又はイに該当しないもの			
エ 令第38条第1項第4号に掲げる者	64,800 円	70, 200 円	
(第4段階)市民税本人非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの(上記アか			
らウまでに該当しないもの)			

オ 令第38条第1項第5号に掲げる者	72,000 円	78,000 円
(第5段階) 市民税本人非課税者で上記アからエまでに該当しないもの		
カ 令第38条第1項第6号に掲げる者	86, 400 円	93,600 円
(第6段階) 市民税課税者で合計所得金額が120万円未満のもの		
キ 令第38条第1項第7号に掲げる者	93,600円	101,400円
(第7段階)市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満のもの		
ク 令第38条第1項第8号に掲げる者	108,000円	117,000円
(第8段階)市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満のもの		
ケ 令第38条第1項第9号に掲げる者	122,400円	132,600 円
(第9段階) 市民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満のもの		
コ 令第38条第1項第10号に掲げる者	(新設)	148, 200 円
(第 10 段階)市民税課税者で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満のもの		
サ 令第38条第1項第11号に掲げる者	(新設)	163,800 円
(第 11 段階)市民税課税者で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満のもの		
シ 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者	(新設)	179, 400 円
(第 12 段階)市民税課税者で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満のもの		
ス 令第38条第1項第13号に掲げる者	(新設)	187, 200 円
(第 13 段階)市民税課税者で合計所得金額が 720 万円以上のもの		

(2) 令に規定する令第38条第1項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての基準を踏まえ、第1段階から第3段階までに該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を次のとおりとする。

	第1号被保険者の区分	保険料率(減額後)	
		令和3年度から令和5年度まで	令和6年度から令和8年度まで
ア	令第38条第1項第1号に掲げる者(第1段階)	21,600 円	22, 230 円
1	令第38条第1項第2号に掲げる者(第2段階)	36,000 円	37,830 円

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市介護保険条例 新旧対照表

情川川川		
改正前	改正後	
(保険料率)	(保険料率)	
第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次	第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次	
の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保	の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保	
険者をいう。以下同じ。) の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額と	険者をいう。以下同じ。) の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額と	
する。	する。	
(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 36,000円	(1) 令第 38 条第1項第1号に掲げる者 <u>35,490円</u>	
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 54,000円	(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>53,430円</u>	
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 54,000円	(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>53,820円</u>	
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円	(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u>	
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u>	(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u>	
(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円	(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>93,600円</u>	
(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u>	(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>101,400円</u>	
(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円	(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 117,000円	
(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円	(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>132,600円</u>	
(新設)	(10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 148, 200 円	
(新設)	(11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 163,800 円	
(新設)	(12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 179,400 円	

(新設)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に 係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号 の規定にかかわらず、21,600円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,600</u>円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保 険料額の算定)

第6条 略

- 2 略
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に規定する者を除く。)、同号ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りに

- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 187,200円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に 係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号 の規定にかかわらず、22,230円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,230円</u>」とあるのは、「37,830円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,230</u>円」とあるのは、「53,430円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保 険料額の算定)

第6条 略

- 2 略
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に規定する者を除く。)、同号ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1項第1号から第12号

より算定した保険料の額との合算額とする。	<u>まで</u> のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額
	との合算額とする。
4 略	4 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

議案第7号

鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和6年1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)(以下これらを「指定地域密着型サービス等基準」という。)の一部が改正され同年4月1日から施行されること等に伴い、鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年鴨川市条例第2号)等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 概要

改正後の指定地域密着型サービス等基準に従い、又は参酌し、次の条例の改正を行う。

- ア 鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年鴨川市条例第 2 号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。)【第 1 条】
- イ 鴨川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年鴨川市条例第3号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。)【第2条】
- ウ 鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を 定める条例(平成26年鴨川市条例第20号。以下「指定介護予防支援等条例」という。)【第3条】
- エ 鴨川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年鴨川市条例第1号。以下「指定居宅介護支援等条例」という。)【第4条】

- (2) 指定地域密着型サービス条例、指定地域密着型介護予防サービス条例、指定介護予防支援等条例及び指定居宅介護支援等条例の改正【第1 条~第4条】
 - ア 事業所の運営規程の概要等の重要事項の掲示に係る基準の見直し

次の介護サービス(イ及びウにおいて「介護サービス」という。)の事業を行う者は、事業所の運営規程の概要等の重要事項を、従来の事業 所内での掲示に加え、ウェブサイトに掲載しなければならない。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防大援及び居宅介護支援

イ 管理者の兼務に係る基準の見直し

介護サービス(介護予防支援を除く。)の事業を行う事業所、施設等の管理上支障がない場合に他の事業所、施設等の職務に従事することができる管理者の兼務の要件について、他の事業所、施設等が同一敷地内にあること、特定の介護サービスを行う他の事業所、施設等が併設されていること等の要件を廃止する。

- ウ 身体的拘束等に係る基準の見直し
 - (ア) 介護サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防支援及び居宅介護支援に限る。)の事業を行う者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。また、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、その記録を5年間保存しなければならない。
 - (イ) 介護サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業を行う者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - c 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- (3) 指定地域密着型サービス条例の改正【第1条】
 - ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る基準の創設 次の介護サービスの事業を行う者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業 所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければ ならない。

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護

- イ 協力医療機関との連携に係る基準の見直し
 - (ア) 認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次の要件 を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - a 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - b 認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者からの診療の求めがあった場合において診療を行う 体制を常時確保していること。
 - (イ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の要件を満たす協力医療機関(cの要件は、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次の要件を満たすこととしても差し支えない。
 - a 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - b 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
 - c 入所者の病状が急変した場合等において、指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を 行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - (ウ) (ア)及び(イ)の介護サービスの事業を行う者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - (エ) (ア)及び(イ)の介護サービスの事業を行う者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように

努めなければならない。

- (オ) (ア)及び(イ)の介護サービスの事業を行う者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定 医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- (カ) (ア)及び(イ)の介護サービスの事業を行う者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、 退院が可能となった場合においては、再び当該事業所又は施設に速やかに入居させ、又は入所させることができるように努めなければな らない。
- ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、同一敷地内にある指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

工 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に 当たる看護職員及び介護職員の合計数について、次の要件を満たす場合は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上とする。

- (ア) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、利用者の安全並びに 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次の事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期 的に確認していること。
 - a 利用者の安全及びケアの質の確保
 - b 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - c 緊急時の体制整備
 - d 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器の定期的な点検
 - e 地域密着型特定施設従業者に対する研修
- (イ) 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器を複数種類活用していること。
- (ウ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (エ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行わ

れていると認められること。

才 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- (ア) 指定地域密着型介護老人福祉施設が入所者の病状の急変が生じた場合等のためあらかじめ定めておかなければならない緊急時等における対応方法について、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師及び協力医療機関の協力を得て定め、1年に1回以上、見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。
- (イ) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

力 看護小規模多機能型居宅介護

指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を 妥当適切に行うものとする。

- (4) 指定地域密着型介護予防サービス条例の改正【第2条】
 - ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る基準の創設 介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その 他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。
 - イ 協力医療機関との連携に係る基準の見直し
 - (ア) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次の要件を満たす協力医療機関を定める ように努めなければならない。
 - a 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - b 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
 - (イ) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - (ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- (エ) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協 定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- (オ) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が 軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- (5) 指定介護予防支援等条例の改正【第3条】
 - ア 指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について、次のとおりとする。
 - (ア) 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない。
 - (イ) 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを 得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる。
 - (ウ) 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、同一の事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理上 支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除く。
 - イ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介 護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
 - ウ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、イの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
 - エ 介護予防サービス計画の実施状況の把握方法に係る基準の見直し
 - (ア) 介護予防サービス計画の実施状況の把握(以下このエにおいて「モニタリング」という。)を行うための利用者への面接は、1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行わなければならない。ただし、次の事項に該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から3月ごとの期間(以下「期間」という。)について、少なくとも2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
 - a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - b サービス担当者会議等において、次の事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (a) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (b) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

- (c) 担当職員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること。
- (イ) サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しなければならない。
- オ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、市長から介護予防サービス計画の実施状況等について情報提供の求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。
- (6) 指定居宅介護支援等条例の改正【第4条】
 - ア 指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置かなければならない基準について、次のとおりとする。
 - (ア) 利用者の数が44又はその端数が増すごとに1とする。
 - (イ) (ア)にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び 指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、 かつ、事務職員を配置している場合における基準は、利用者の数が49又はその端数が増すごとに1とする。
 - イ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、次の事項について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。
 - (ア) 前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の利用割合
 - (イ) 前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の同一事業者によって提供 されたものの割合
 - ウ 居宅サービス計画の実施状況の把握方法に係る基準の見直し

居宅サービス計画の実施状況の把握(以下このウにおいて「モニタリング」という。)を行うための利用者への面接は、1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行わなければならない。ただし、次の事項に該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次の事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- (7) 指定介護療養型医療施設が健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)により令和6年3月31日をもって廃止されること に伴う条文の整備を行う。
- (8) その他条文の整備を行う。
- 3 施行期日 令和6年4月1日

【第1条】指定地域密着型サービス条例 新旧対照表

(L. Hennes et al. L. L. Errich I El. A. ettar etta (Mr. Fr. 1914)
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
56条 略
$2\sim 4$ 略
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各
号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者
等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設
等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)~(10) 略
(削る)
<u>(11)</u> 略

随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、東ら当該随時訪問サービス の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が ない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回 サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間 対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7~12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はそ の家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代 えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承 諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの (以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することが できる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービス の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が ない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期 巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定 夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7~12 略

(管理者)

回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はそ の家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代 えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承 諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報诵信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの (以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することが できる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

$3\sim6$ 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 24 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(7)$ 略

(新設)

(新設)

(8) • (9) 略

(掲示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申 (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

$3\sim6$ 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 24 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(7)$ 略

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当 該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する 行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。

(10) • (11) 略

(掲示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申 込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなけれ ばならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事 項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ り、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第42条 略

- 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- (3) (4) 略

(新設)

- (5) 第28条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録

(訪問介護員等の員数)

- 込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条にお いて「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載し た書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項 の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要 事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第 42 条 略

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) (4) 略
 - (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録
 - (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

- 2 略
- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。た だし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業 所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者か らの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれか の施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がな い場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレー ターとして充てることができる。
 - (1)~(10) 略
 - (11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

- の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が ない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同 一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセ ンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の 規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事すること ができる。

7 略

第47条 略

2 略

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。た だし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護 事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の 者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれか の施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がな い場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレー ターとして充てることができる。
 - (1)~(10) 略

(削る)

(11) 略

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービス | 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービス の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が ない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又 は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
 - 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーショ ンセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本 文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事する ことができる。

7 略

(管理者)

第 48 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(千葉県指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(4)$ 略

(新設)

(新設)

(管理者)

第 48 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業者の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(千葉県指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

- 第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。

$(5)\sim(7)$ 略

(記録の整備)

第58条 略

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録

(新設)

- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

$(7)\sim(9)$ 略

(記録の整備)

第58条 略

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - $(1)\sim(4)$ 略

(新設)

(新設)

(5)・(6) 略

(記録の整備)

第59条の19略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通 所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録

(新設)

- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。
 - (7)・(8) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通 所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年 間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等

記録

(5) 前条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(6) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、 第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、 第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59 条の5第4項及び前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域 密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59 条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域 密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介 護従業者 | という。) | と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第 40 条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の 5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型 通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜 間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場 合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3 項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着

の記録

(6) 前条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、 第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、 第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59 条の5第4項及び前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域 密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59 条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域 密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介 護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第 40 条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の 5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型 通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜 間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場 合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3 項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着 型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」 とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用す る第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準 用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるもの とする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養 通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるもの | 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるもの とする。

(1) • (2) 略

(新設)

(新設)

 $(3)\sim(5)$ 略

型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第 59 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」 とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用す る第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準 用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるもの とする。

(管理者)

第 59 条の 24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養 通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。

2 • 3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- とする。
 - (1) (2) 略
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。
- $(5)\sim(7)$ 略

(記録の整備)

第59条の37略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録

(新設)

- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項<u>に規定する</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・ 併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・ 併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一</u> <u>敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと (記録の整備)

第59条の37略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。

(1) • (2) 略

- (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- <u>(5)</u> 次条において準用する第 28 条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (7) 次条において準用する第59条の18第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・ 併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・ 併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の 事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 する。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症 対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業 所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事 業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定外護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症 対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業 所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事 業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するこ 職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - $(1)\sim(4)$ 略

(新設)

(新設)

(5) • (6) 略

(記録の整備)

第79条 略

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応 型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

とができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場 合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

第79条 略

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応 型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録

(新設)

- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の 記録
- (5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

 $2\sim5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基 進を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲 げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同 表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に 掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多 機能型居宅介護事 かが併設されてい る場合

指定認知症对応型共同生活介護事業所、 指定地域密着型特定施設、指定地域密着 業所に中欄に掲げ 型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉 る施設等のいずれ | 施設、介護老人保健施設、指定介護療養 型医療施設(医療法(昭和23年法律第 205 号) 第7条第2項第4号に規定する 療養病床を有する診療所であるものに

介護 職員

- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等 の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状 況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

 $2\sim5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基 進を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲 げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同 表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に 掲げる施設等の職務に従事することができる。

かが併設されてい る場合

当該指定小規模多一指定認知症対応型共同生活介護事業所、 機能型居宅介護事|指定地域密着型特定施設、指定地域密着 業所に中欄に掲げ 型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉 る施設等のいずれ「施設、介護老人保健施設又は介護医療院

介護 職員

限る。) 又は介護医療院

略

7~13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の下がれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター (老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターを いう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能 型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型 サービス事業所(第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所 略

7~13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター (老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターを いう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能 型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型 サービス事業所(第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所 をいう。次条において同じ。) 等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉 士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111 条第3項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)と して3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であっ て、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する研修を修了 しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによ | 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによ るものとする。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その 他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行 う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(新設)

をいう。次条において同じ。) 等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉 士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111 条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。)と して3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であっ て、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する研修を修了 しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

るものとする。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を 行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行 う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を 図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業 者に周知徹底を図ること。

(7)・(8) 略

(新設)

(記録の整備)

第107条 略

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 略
 - (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
 - (4) 第92条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施すること。

(8)・(9) 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 略

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (2) 略
 - (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
 - (4) 第92条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記

- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(管理者)

第 111 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の 職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設 する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 • 3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

録

- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(管理者)

第 111 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の 職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる ものとする。

2 • 3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 125 条 略	第 125 条 略
(新設)	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医
	療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を
	定めるように努めなければならない。_
	(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相
	談対応を行う体制を、常時確保していること。
	(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めが
	あった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
(新設)	3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療
	機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するととも
	に、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
(新設)	4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の
	患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17
	項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」
	という。) との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフル
	エンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規
	定する新感染症をいう。以下同じ。) の発生時等の対応を取り決めるよ
	<u>うに努めなければならない。</u>
(新設)	5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定
	指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との
	間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならな
	<u> </u>
(新設)	6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その
	他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能

2 • 3 略

(記録の整備)

第127条 略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症 対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第 115 条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の熊様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の 記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 略

(準用)

第 128 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 | 第 128 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条ま で、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、

となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業 所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 · 8 略

(記録の整備)

第127条 略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症 対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第 115 条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - (3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等 の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 略

(進用)

32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条ま で、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、 第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

 $2\sim6$ 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、その区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

第99条、第102条<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症 対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9 条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規 定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34 条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11 第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2 項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護 従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見 を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有 する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有 する者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小 規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活 介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

 $2\sim6$ 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、その区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。) (2)病院

(3)略

8~10 略

(新設)

(管理者)

(削る)

(2) 略

8~10 略

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア の規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会におい て、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討 を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号に おいて「介護機器」という。)の定期的な点検
 - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行 っていること。
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密 | 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密

着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 略

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 略

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療 の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している こと。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、 協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認す るとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第

(新設)

2 略

(記録の整備)

第148条 略

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指 定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第 136 条第 2 項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 第138条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第146条第3項に規定する結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
 - (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び

- 2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

<u>7</u> 略

(記録の整備)

第148条 略

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指 定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第 136 条第 2 項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - (3) 第138条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第 28 条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
 - (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及

事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第 149 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条から第 41 条まで、第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 16、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 99 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 59 条の 11 第 2項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 59 条の 16 第 2 項第1号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とあるのは「地域密着でいて知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

 $2 \sim 7$ 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、

び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第 149 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条から第 41 条まで、第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 16、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 99 条及び第 106 条の 2 の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 59 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

 $2\sim7$ 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、

これを置かないことができる。

- (1)・(2) 略
- (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数 100 以上の病院の場合 に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に 限る。)
- (4) 略

9~17 略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおり とする。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備える ほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設 が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設で あるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者 を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に 応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

 $(7)\sim(9)$ 略

2 略

(緊急時等の対応)

第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型 | 第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の

これを置かないことができる。

- (1) (2) 略
- (3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数 100 以上の病院の場合に限 る。)

(4) 略

9~17 略

(設備)

第 152 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおり とする。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 医務室 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第2項に 規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医 薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設け ること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密 着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医 務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療 機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足り るものとする。

 $(7)\sim(9)$ 略

2 略

(緊急時等の対応)

介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の

病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第 167 条 計画担当介護支援専門員は、第 158 条に規定する業務のほか、 次に掲げる業務を行うものとする。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際 の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録する</u>こ と。
 - (6) 第 177 条において準用する第 38 条第 2 項<u>に規定する</u>苦情の内容 等<u>を記録する</u>こと。

病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 151 条第 1 項第 1 号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の 協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行 い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければなら ない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第 167 条 計画担当介護支援専門員は、第 158 条に規定する業務のほか、 次に掲げる業務を行うものとする。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行</u>うこと。
 - (6) 第 177 条において準用する第 38 条第 2 項<u>の規定による</u>苦情の内 容等の記録を行うこと。

(7) 第 175 条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置について記録すること。 (協力病院等) 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入 所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

(新設)

(7) 第 175 条第 3 項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>の記録を行う</u>こと。

(協力医療機関等)

- 第 172 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関 (第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介 護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師 が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則とし て受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関 との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、 協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定

(新設)

2 略

(記録の整備)

第176条 略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第 155 条第 2 項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際 の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
 - (6) 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の 医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速や かに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(記録の整備)

第176条 略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第 155 条第 2 項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
 - (3) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第 28 条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
 - (6) 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59 条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定 は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合にお いて、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」 とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用 者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介 護認定 | とあるのは「要介護認定 | と、第59条の11第2項中「この節 | とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは 「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

 $2\sim4$ 略

(新設)

5 略

(7) 略

(準用)

第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59 条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106 条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号 中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」 と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供 の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居 宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と 認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の 11 第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17 第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」 と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

 $2\sim4$ 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型 施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(準用)

第 189 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59 条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153 条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで 及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中 「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要 事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並び に第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者 | とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際 に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われてい ない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要 介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第 5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に ついて知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条 中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、 同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同 条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第 175条第3項 | とあるのは「第189条において準用する第175条第3項 | と、第 176 条第2項第2号中「第 155 条第2項」とあるのは「第 189 条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5

(準用)

第 189 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59 条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106 条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条か ら第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は、ユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条 に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第 34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中 「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあ るのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認 | 定 | とあるのは「要介護認定 | と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節 | と あるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所 介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と、第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用す る第 158 条」と、同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第7項|と、同条第6号中「第177条|とあるのは「第189条」と、 同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用す る第175条第3項 と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」と あるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 189 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

 $2\sim6$ 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する 療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) 略

8~14 略

(管理者)

第 192 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若

中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同項第 4 号及 び第 5 号中「次条」とあるのは「第 189 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する前条第 3 項」と読み替え るものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

 $2\sim6$ 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

 $(1)\sim(3)$ 略

(削る)

(4) 略

8~14 略

(管理者)

第 192 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するこ

しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 • 3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところ│第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところ によるものとする。
 - (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域で の生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、 通いサービス、 訪問サ ービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上 の管理の下で妥当適切に行うものとする。

 $(2)\sim(6)$ 略

(新設)

とができるものとする。

2 · 3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- によるものとする。
- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域で の生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サ ービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利 用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期 間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又 は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。
- $(2)\sim(6)$ 略
- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居 宅介護従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正 化のための研修を定期的に実施すること。

(8)~(12) 略

(7)~(11) 略

(記録の整備)

第 201 条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護 小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) • (5) 略

- (6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の 記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
- (10) 略

(進用)

第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 | 第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条 の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90 条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第 104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護 小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) • (5) 略

- (6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記 録
- (8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等 の記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録
- (10) 略

(進用)

条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条 の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90 条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第 104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機 事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条 に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護 従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4 節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1 号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模 多機能型居宅介護従業者 | と、第59条の17第1項中「地域密着型通所 介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介 護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動 状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動 状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13 項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあ るのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 106 条中「第 82 条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 203 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第12条第1項(第

能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準 用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条 の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは 「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の 16 第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるの は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多 機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提 供回数等の活動状況 | と、第87条中「第82条第12項 | とあるのは「第 191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護 従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106 条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替え るものとする。

(電磁的記録等)

第 203 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第12条第1項(第

59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

【第2条】指定地域密着型介護予防サービス条例 新旧対照表

(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

改正前

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域

2 略

(管理者)

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

改正後

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域

密着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。)の運営(同条第 7 項及び第71 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 10 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 10 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調 製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付 する方法

$3\sim6$ 略

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならな

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) <u>電磁的記録媒体</u>(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 91 条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

$3\sim6$ 略

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重

V 1

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を 記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え 付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同</u> 項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第40条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介 護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の 記録

(新設)

- (3) 第24条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

<u>要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項 をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介 護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第24条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第 37 条第 2 項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(7) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによるものとする。

 $(1)\sim(9)$ 略

(新設)

(新設)

(10)~(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知 症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2\sim5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基 進を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の 中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いている ときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防│指定認知症対応型共同生活介護事業所、 小規模多機能型居 指定地域密着型特定施設、指定地域密着 宅介護事業所に中│型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによるものとする。

 $(1)\sim(9)$ 略

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利 用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを 得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。

(12)~(15) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知 症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2 \sim 5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基 準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の 中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いている ときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防│指定認知症対応型共同生活介護事業所、 介護 小規模多機能型居 指定地域密着型特定施設、指定地域密着 職員 宅介護事業所に中一型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉

職員

欄に掲げる施設等 のいずれかが併設 されている場合 施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院

略

7~13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の 管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれか が併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービ ス条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 (指定地域密着型サービス条例第6条第1項に規定する指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。)が、指定夜間対応型訪問 介護事業者(指定地域密着型サービス条例第47条第1項に規定する指 定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者

欄に掲げる施設等	施設、介護老人保健施設又は介護医療院	
のいずれかが併設		
されている場合		
略		

7~13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例(平成24年千葉県条例第68号)第6条第1項に規定する指定 訪問介護事業者をいう。) 又は指定訪問看護事業者 (同条例第65条第1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体 的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若 しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合 事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従 事することができるものとする。

2 · 3 略

(身体的拘束等の禁止)

第 53 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防 | 第 53 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」とい う。)を行ってはならない。

2 略

(新設)

2 • 3 略

(身体的拘束等の禁止)

小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束等を行ってはならない。

2 略

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業 者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための

(新設)

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 次条において準用する第 21 条第 2 項<u>に規定する</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- (4) 第53条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録

研修を定期的に実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サ ービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るた め、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の 安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策 を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ るものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (4) 第53条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住 | 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住 居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住 居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若し くは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事するこ とができるものとする。

2 • 3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー│第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密 着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応 型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会 福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、 施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支 障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 略

(新設)

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住 居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事すること ができるものとする。

2 • 3 略

(管理者による管理)

ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密 着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応 型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会 福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居 の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づ き協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医

療機関を定めるように努めなければならない。	
(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護	職員が相
談対応を行う体制を、常時確保していること。	
(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者か	らの診療
の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保	している
<u>こと。</u>	
(新設) 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に	1回以上、
協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応	を確認す
<u>るとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければ</u>	ならない。
(新設) 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の	予防及び
<u>感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 1</u>	14 号)第
6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項におい	vて「第2
種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条	※第7項に
規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する	指定感染
症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において	司じ。)の
発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	ļ
(新設) 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療	様関が第
2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定	指定医療
機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行	rわなけれ
<u>ばならない。</u>	
(新設) 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が	協力医療
機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軸	圣快し、退
院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知	1症対応型
共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう	に努めな

2 • 3 略

(記録の整備)

第85条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指 定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の目から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の 記録
 - (3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の 記録
 - (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 略

(進用)

第 86 条 第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 | 第 86 条 第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条ま で(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び 第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業につ

ければならない。

7 • 8 略

(記録の整備)

第85条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指 定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の目から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等 の記録
 - (3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記 録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等 の記録
 - (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 略

(準用)

26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条ま で(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条、第 61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介 いて準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行

護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護で製造のは「介護で、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とあるのとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

うことができる。

2 略

2 略

【第3条】指定介護予防支援等条例 新旧対照表

改正前

(従業者の員数)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定 介護予防支援事業所」という。) ごとに1以上の員数の指定介護予防支 援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関す る知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければなら ない。

(新設)

(管理者)

- 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤 の管理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければなら ない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防 支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができ るものとする。

(新設)

(従業者の員数)

第5条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者 は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提 供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識 を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

改正後

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定 に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる 必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

- 第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定 介護予防支援事業所」という。) ごとに常勤の管理者を置かなければな らない。
- 2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前 項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければな らない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予 防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することがで きるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の

(新設)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又 は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当職員の氏名及び連絡先を 当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書

規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。た だし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門 員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介 護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又 は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当職員<u>(指定居宅介護支援</u> 事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門 員。以下この節及び次節において同じ。) の氏名及び連絡先を当該病院 又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書

に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条におい て「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合に おいて、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみ なす。

- (1) 略
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調 製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交 付する方法

5~8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

(新設)

(新設)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条におい て「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合に おいて、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみ なす。

- (1) 略
- (2) <u>電磁的記録媒体</u>(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 36 条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。) をもって調 製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交 付する方法

5~8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規 定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用 者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行 い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条</u>の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第15条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括 支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>(平成11年厚生省</u> 令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援セ ンター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2) • (3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1節、この節及び次節の規定を 遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

- 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当 該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条第 1 項</u>の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u> は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委 託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括 支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の 議を経なければならないこと。

(2) • (3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1節、この節及び次節の規定(第 33条第33号の規定を除く。) を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

- 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護 予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧

自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(秘密保持等)

第25条 略

2 略

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(<u>第33条第9号</u>に 規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報 を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合 は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならな い。

(記録の整備)

第31条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
 - (1) <u>第33条第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連 絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア略

- イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに 掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 略

2 略

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(<u>第33条第11号</u>に 規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報 を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合 は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならな い。

(記録の整備)

第31条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
 - (1) <u>第33条第16号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連 絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台 帳

ア略

- イ 第33条第9号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第33条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録

- エ 第33条第16号に規定する評価の結果の記録
- オ 第33条第17号に規定するモニタリングの結果の記録 (新設)

- (3) 第18条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす る。
 - (1)・(2) 略

(新設)

(新設)

(3)~(16) 略

(17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタ リング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定介護

- エ 第33条第18号の規定による評価の結果の記録
- オ 第33条第19号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第33条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制 限する行為(第33条第3号及び第4号において「身体的拘束等」 という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録
- (4) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前 | 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす る。
 - (1) (2) 略
 - (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。
 - (5)~(18) 略
 - (19) 担当職員は、第16号に規定する実施状況の把握(以下「モニタ リング」という。) に当たっては、利用者及びその家族、指定介護

予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3 月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。

(新設)

(新設)

予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3 月に1回、利用者に面接すること。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において「期間」という。) について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。
 - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書 により利用者の同意を得ていること。
 - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主 治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うこと ができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは 把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変 化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

<u>ウ</u> 略

(18) 略

(19) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(20)~(30) 略

(新設)

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び<u>第33条第28号</u>(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、

工 利用者の居宅を訪問しない月 (イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。) においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所 (千葉県指定介護予防サービス等基準条例第 118 条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。) を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

才 略

(20) 略

(21) 第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(22)~(32) 略

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求めら れた場合には、その求めに応じなければならない。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第30号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、

当該書面に係る電磁的記録<u>(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。

改正前

当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

2 略

【第4条】指定居宅介護支援等条例 新旧対照表

(基本方針)

第4条 略

2 · 3 略

- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 6 略

(従業者の員数)

第5条 略

2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が 35</u> 又はその端数を増す ごとに 1 とする。 (基本方針)

第4条 略

2 · 3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

改正後

5 • 6 略

(従業者の員数)

第5条 略

2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数(当該指定居宅介護支援事</u> 業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の (新設)

(管理者)

第6条 略

- 2 略
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 略
- (2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限

- 23 第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護 予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所におい て指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を いう。以下この項及び第16条第32号において同じ。)を行う場合にあ っては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業 所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数 を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1と する。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人 国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央 会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居 宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計 算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理 システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項 に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに 1とする。

(管理者)

第6条 略

- 2 略
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 略
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならない。

(新設)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであ り、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めるこ とができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護 支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問 介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項に おいて「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービ ス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所 において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ご との回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型

3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ った場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定める ところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に 記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において 「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合にお いて、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみな す。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調 製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交 付する方法

略 5

- 6 第4項の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用 に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重 8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重 要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はそ

サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行 い、理解を得るよう努めなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ った場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定める ところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に 記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において 「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合にお いて、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみな す。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 34 条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調 製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交 付する方法

6 略

- 7 第5項の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用 に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はそ

の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使 用するもの
- (2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす る。
 - (1) (2) 略

(新設)

(新設)

(3)~(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

9 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとす る。
 - (1) (2) 略
 - (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束 等」という。)を行ってはならない。
 - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。

(5)~(15) 略

(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(新設)

<u>イ</u> 略

(16) 略

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービ

(17) 介護支援専門員は、第15号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行 うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくと も2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、 利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用 して、利用者に面接することができるものとする。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書 により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主 治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリン グでは把握できない情報について、担当者から提供を受けるこ と。

<u>ウ</u> 略

(18) 略

(19) 第5号から第14号までの規定は、第15号に規定する居宅サービ

ス計画の変更について準用する。

(18)~(29) 略

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務を適正に実施するよう配慮しなければならない。

(31) 略

(掲示)

- 第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。 ス計画の変更について準用する。

(20)~(31) 略

(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により、地域包括支援センターの設置者である 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務を適正に実施するよう配慮しなければならない。

<u>(33)</u> 略

(掲示)

- 第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅 介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧 させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに 掲載しなければならない。

(記録の整備)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。

- (1) <u>第16条第13号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア略
 - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- エ <u>第 16 条第 15 号</u>に規定するモニタリングの結果の記録 (新設)
- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。)及び第16条第28号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

- (1) <u>第16条第15号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア略

- イ 第16条第9号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第16条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録
- エ 第16条第17号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第30条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。)及び第16条第30号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

2 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定地域密着型サービス条例」という。)第34条第3項(新指定地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の鴨川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指定地域密着型介護予防サービス条例)という。)第32条第3項(新指定地域密着型介護予防サービス条例)という。)第32条第3項(新指定地域密着型介護予防す。上まるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等条例」という。)第24条第3項(新指定介護予防支援等条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援等条例」という。)第24条第3項(新指定介護予防支援等条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援等条例」という。)第24条第3項(新指定所護予防支援等条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定所で、第4条の規定による改正後の鴨川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等条例」という。)第25条第3項(新指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等条例」という。)第25条第3項(新指定居宅介護支援等条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新指定地域密着型介護予防サービス条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス条例第106条の2(新指定地域密着型サービス条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。)及び新指定地域密着型介護予防サービス条例第63条の2(新指定地域密着型介護予防サービス条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス条例第172条第1項(新指定地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第8号

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年12月26日に公布された母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第86号)により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部が改正され同日(一部は令和6年4月1日)から施行されたことに伴い、鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第16号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 特定教育・保育施設内に掲示しなければならないこととしている運営規程の概要その他の重要事項について、当該掲示に加え、インターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないこととする。
- (2) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前

以上的	以正 仮
	_(掲示等)
第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場	第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場
所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申	所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申
込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示</u>	込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示</u>
<u>しなければ</u> ならない。	するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によっ
	て直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送

改正後

(電磁的記録等)

第53条 略

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。
 - (1) 略
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調 製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

 $3\sim6$ 略

信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(電磁的記録等)

第53条 略

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。
 - (1) 略
 - (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって 調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

 $3\sim6$ 略

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月19日に公布された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が令和6年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例 新旧対照表

福州市のこう杭木庭寺区が真寺の場所に関する木門 利田内派教	
改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれ	3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれ
かに該当する者をいう。	かに該当する者をいう。
(1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父又は母	(1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父又は母
及びその児童	及びその児童
ア〜エ 略	ア〜エ 略

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号) 第 10 条第 1 項の規定による命令を申し立て、 配偶者に当該命令が発せられた者

カ・キ 略

(2) • (3) 略

4 略

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13年法律第31号)第10条第1項<u>又は第10条の2</u>の規定による命 令を申し立て、配偶者に当該命令が発せられた者

カ・キ 略

(2) • (3) 略

4 略

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

し尿及び浄化槽汚泥の処理に関し徴収する手数料の改定を行うため、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 117 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) し尿及び合併処理浄化槽清掃に伴う汚泥の処理に係る手数料について、10 リットル当たり 165 円(現行 132 円)とする。
- (2) 単独処理浄化槽清掃に伴う汚泥の処理に係る手数料について、算定方法を浄化槽の処理対象人員による定額制から従量制に変更し、10 リットル当たり 165 円とする。
- (3) 市の許可業者が市の処理施設に搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥の処理に係る手数料について、10 リットル当たり 72 円 (現行 62 円) とする。

3 施行期日

令和6年10月1日

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
別表第1 (第24条関係)	別表第1 (第24条関係)
1 ごみ(し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物)	1 ごみ(し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物)
略	略
2 し尿及び浄化槽汚泥	2 し尿及び浄化槽汚泥
<u>取扱区分</u> <u>種類</u> <u>手数料</u>	<u>区分</u> <u>手数料</u>
<u>市が収集、運 し尿 10 リットル当たり 132 円</u>	市が収集し、及び運搬するし尿又 10 リットル当たり 165 円

清掃に伴う汚泥	ットル当たり 72 円
単独処理浄化槽 人槽 腐敗式 ばっき式 入する浄化槽の清掃に伴う汚泥	
清掃に伴う汚泥 円 円	
<u>5</u> <u>28, 600</u> <u>20, 900</u>	
<u>7</u> <u>33,000</u> <u>26,400</u>	
<u>10</u> <u>40,700</u> <u>34,100</u>	
<u>15</u> <u>50,600</u> <u>41,800</u>	
<u>20</u> <u>59, 400</u> <u>50, 600</u>	
<u>25</u> <u>69, 300</u> <u>59, 400</u>	
<u>30</u> <u>81, 400</u> <u>68, 200</u>	
<u>35</u> <u>92, 400</u> <u>75, 900</u>	
<u>40</u> <u>102, 300</u> <u>85, 800</u>	
<u>45</u> <u>112, 200</u> <u>93, 500</u>	
<u>50</u> <u>122, 100</u> <u>102, 300</u>	
<u>55</u> <u>133, 100</u> <u>108, 900</u>	
<u>60</u> <u>143,000</u> <u>116,600</u>	
<u>65</u> <u>154,000</u> <u>128,700</u>	
<u>70</u> <u>162, 800</u> <u>135, 300</u>	
<u>75</u> <u>173, 800</u> <u>143, 000</u>	
<u>80</u> <u>184, 800</u> <u>154, 000</u>	
<u>85</u> <u>194, 700</u> <u>160, 600</u>	
90 206, 800 169, 400	

 		•	
	<u>95</u>	<u>215, 600</u>	<u>178, 200</u>
	<u>100</u>	<u>226, 600</u>	<u>185, 900</u>
	<u>105</u>	<u>237, 600</u>	<u>194, 700</u>
	<u>110</u>	<u>247, 500</u>	<u>202, 400</u>
	<u>115</u>	<u>258, 500</u>	<u>212, 300</u>
	120	<u>266, 200</u>	<u>220, 000</u>
	<u>125</u>	<u>275, 000</u>	227, 700
	<u>130</u>	<u>283, 800</u>	237, 600
	<u>135</u>	<u>292, 600</u>	<u>245, 300</u>
	140	301, 400	<u>254, 100</u>
	<u>145</u>	310, 200	261, 800
	<u>150</u>	317, 900	271, 700
	<u>155</u>	326, 700	<u>280, 500</u>
	<u>160</u>	334, 400	290, 400
	<u>165</u>	344, 300	299, 200
	<u>170</u>	<u>356, 400</u>	306, 900
	<u>175</u>	369, 600	314,600
	<u>180</u>	382, 800	323, 400
	<u>185</u>	396, 000	331, 100
	<u>190</u>	409, 200	339, 900
	<u>195</u>	419, 100	347, 600
	200	430, 100	<u>357, 500</u>
	<u>205</u>	440,000	<u>365, 200</u>

		1	
	<u>210</u>	<u>451, 000</u>	<u>374, 000</u>
	<u>215</u>	<u>463, 100</u>	<u>382, 800</u>
	220	<u>473, 000</u>	<u>391, 600</u>
	225	484,000	399, 300
	230	495, 000	409, 200
	235	504, 900	416, 900
	240	517, 000	425, 700
	245	524, 700	433, 400
	<u>250</u>	534, 600	442, 200
	<u>255</u>	542, 300	451, 000
	260	551, 100	458, 700
	<u>265</u>	561, 000	468, 600
	<u>270</u>	568, 700	476, 300
	<u>275</u>	577, 500	484, 000
	280	585, 200	492, 800
	285	595, 100	501,600
	290	603, 900	510, 400
	300	624, 800	528, 000
	310	646, 800	544, 500
	320	667, 700	562, 100
	330	688, 600	578, 600
	340	710, 600	597, 300
	350	732, 600	613, 800
		<u> </u>	

1 1		T	7	
		<u>360</u>	<u>753, 500</u>	<u>630, 300</u>
		<u>370</u>	<u>775, 500</u>	647, 900
		<u>380</u>	796, 400	664, 400
		<u>390</u>	<u>819, 500</u>	<u>682, 000</u>
		<u>400</u>	840, 400	<u>699, 600</u>
		<u>410</u>	861, 300	<u>716, 100</u>
		<u>420</u>	884, 400	733, 700
		430	905, 300	<u>750, 200</u>
		440	927, 300	<u>767, 800</u>
		<u>450</u>	948, 200	<u>785, 400</u>
		<u>460</u>	970, 200	801, 900
		<u>470</u>	992, 200	819, 500
		<u>480</u>	<u>1, 013, 100</u>	836, 000
		<u>490</u>	<u>1, 036, 200</u>	<u>853, 600</u>
		<u>500</u>	1,056,000	870, 100
市の処理施	市の許可業者が	10 リットル	当たり 62 円	
設に搬入す	搬入する浄化槽			
<u> </u>	清掃に伴う汚泥			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の2し尿及び浄化槽汚泥の表の規定は、この条例の施行の日以後に収集され、及び運搬され、又は搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料について適用し、同日前に収集され、及び運搬され、又は搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第11号

鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月26日に公布された漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和5年法律第34号)により漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の一部が改正され令和6年4月1日から施行されること等に伴い、鴨川市漁港管理条例(平成17年鴨川市条例第131号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 漁港漁場整備法の題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されたことに伴う条文の整備を行う。
- (2) 漁港施設の使用の許可の期間を1年以内、漁港施設の占用の許可の期間を10年以内とする。(現行1月以内(工作物の設置を目的とする占用は3年以内))
- (3) 漁港の区域内の水域又は公共空地に係る土砂採取料又は占用料を徴収する者に認定計画実施者(※)を追加する。
 - (※) 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、市長が定める漁港施設等活用事業の推進に関する計画に定められた漁港において漁港施設等活用事業を実施する者であって、漁港施設等活用事業の実施に関する計画を作成し、市長の認定を受けたものをいう。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市漁港管理条例 新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号。以下「法」	第1条 この条例は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法
という。) 及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定に基づき、	律第 137 号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和 22 年法律第

鴨川市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用の許可等)

第9条 略

- 2 略
- 3 使用及び占用の期間は1月(工作物の設置を目的とする使用及び占用 にあっては3年)を超えることができない。ただし、<u>電柱、水道管、ガ</u>ス管その他の恒久的な施設を設けるために使用する場合、その他市長が 特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

4 略

(十砂採取料等)

第12条 市長は、法第39条の5第1項の規定により、漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。) 又は公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 略

別表第2 (第12条関係)

Ę	財産の種類	使用料の名称	区分	単位	割

67号)の規定に基づき、鴨川市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用の許可等)

第9条 略

- 2 略
- 3 使用<u>の期間は1年、占用の期間は10年</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

4 略

(十砂採取料等)

第12条 市長は、法第39条の5第1項の規定により、漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)又は公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)から別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 略

別表第2 (第12条関係)

財産の種類 使用料の名称 区分 単位 額

漁港漁場整	土砂採取料	略	<u>法</u> に基づく	土砂採取料	略
<u>備法</u> に基づ			もの		
くもの	水域及び公共	略		水域及び公共	略
	空地占用料			空地占用料	

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市総合運動施設に交流棟を設置し、令和6年5月1日からその供用を開始する等のため、鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例 (平成17年鴨川市条例第93号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 鴨川市総合運動施設に交流棟を設置し、その使用料の額を定める。
- (2) 文化体育館、野球場及び陸上競技場の附属設備である冷暖房の使用料を廃止し、冷暖房を備えた室の使用料を冷暖房の使用を含めた額とする。
- (3) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年5月1日。ただし、上記2の(2)については、同年10月1日

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正前	改正後		
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において、鴨川市総合運動施設(以下「運動施設」とい	第2条 この条例において、鴨川市総合運動施設(以下「運動施設」とい		
う。)とは、次に掲げる施設を総称したものをいう。	う。)とは、次に掲げる施設を総称したものをいう。		
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略		
(新設)	<u>(7) 交流棟</u>		

(利用の許可)

長の許可を受けなければならない。

2 略

(損害賠償)

第15条 利用者は、運動施設の建物、施設、設備及び器具等を滅失し、 又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

- 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を│第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を 拒絶し、又は退場を命ずることができる。
 - $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) 許可なく運動施設を利用する者

(8)・(9) 略

別表(第8条関係)

1 文化体育館

区分	1時間当たりの使用料			
	午前8時30 午後5時か			
	分から午後 ら午後9時			
	5時まで まで			
略				
トレーニ 営利又は宣伝を目的と	<u> </u>			

(利用の許可)

- 第6条 運動施設及び附属設備又はその一部を利用しようとする者は、市 | 第6条 運動施設及び附属設備又はその一部を利用しようとする者(交流 棟の市民ラウンジ並びにロッカールーム3及び4を独占しないで利用 しようとする者を除く。)は、市長の許可を受けなければならない。
 - 2 略

(損害賠償)

第15条 運動施設を利用する者は、運動施設の建物、施設、設備及び器 具等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならな V)

(入場の制限)

- 拒絶し、又は退場を命ずることができる。
- $(1)\sim(6)$ 略
- (7) 第6条又は次条の規定による利用の許可を受けることなく運動 施設を利用する者
- (8)・(9) 略

別表(第8条関係)

1 文化体育館

	区分	1時間当たりの使用料		
		午前8時30	午後5時か	
		分から午後	ら午後9時	
		5 時まで	まで	
略				
会議室	営利又は宣伝を目的としない	990	1, 480	

ングルー	場合			
ム兼会議	営利又は宣	宣伝を目的とする場	<u>2, 750</u>	<u>4, 120</u>
<u>室</u>	<u>台</u>			
附属設備	略			
	冷暖房	主体育室(アリー	1 時間につき	: 11,000 円
		ナ部分)_		
		トレーニングルー	1 時間につき	1,100円
		ム兼会議室		
	略			

備考

(1) • (2) 略

- (3) 主体育室(アリーナ部分)<u>に限り</u>2分の1以内の部分の利用を許可するものとし、その場合の主体育室(アリーナ部分)の利用に係る使用料の額は、上記の額の2分の1の額とする。
- (4) 略

(新設)

(5) 略

2 野球場

区分		区分	2時間当たりの使用料
	略		
	附属設備	会議室(1室)	<u>550</u>
		略	

	場合			
	営利又は宣	『伝を目的とする場	<u>4, 950</u>	<u>7, 420</u>
	<u>合</u>			
附属設備	略			
	冷暖房	主体育室 (アリー ナ部分)	1時間につき	11,000円
	略			

備考

(1)・(2) 略

- (3) 主体育室(アリーナ部分)<u>は、</u>2分の1以内の部分の利用を許可するものとし、その場合の主体育室(アリーナ部分)の利用に係る使用料の額は、上記の額の2分の1の額とする。
- (4) 略
- (5) 会議室は、3分の1以内の部分の利用を許可するものとし、その 場合の会議室の利用に係る使用料の額は、上記の額の3分の1の額 (10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (6) 略
- 2 野球場

	区分	2時間当たりの使用料
略		
附属設備	会議室(1室)	<u>660</u>
	略	

ロッカールーム (1室)	<u>550</u>
冷暖房(1室)	1時間につき 1,100円
得点表示盤	1回につき 660円
略	

備考 略

3 ソフトボール場

略

4 投手練習場

略

5 陸上競技場

	区分	2時間当たりの使用料
略		
附属設備	会議室(1室)	<u>550</u>
	<u>冷暖房(1室)</u>	1時間につき 1,100円
	放送設備	1回につき 2,200円
	略	

備考

 $(1)\sim(3)$ 略

(新設)

6 サッカー場

略

(新設)

ロッカールーム (1室)		<u>660</u>
(削る)		
得点表示盤	1回につき 660円	
略		

備考 略

3 ソフトボール場

略

4 投手練習場

略

5 陸上競技場

	区分	2時間当たりの使用料
略		
附属設備	会議室(1室)	<u>660</u>
	(削る)	
	放送設備	1回につき 2,200円
	略	

備考

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 競技場に係る個人利用は、団体利用がない場合に限るものとする。

6 サッカー場

略

7 交流棟

	<u>区分</u>	1時間当た	りの使用料
		午前8時30	午後5時か
		分から午後	ら午後9時
		5 時まで	まで
		<u>円</u>	<u>円</u>
市民ラウンジの会	営利又は宣伝を目的	<u>660</u>	990
<u> 議スペース</u>	としない場合		
	営利又は宣伝を目的	3, 300	<u>4, 950</u>
	とする場合		
ロッカールーム1及	び2_	各室につき	各室につき
		330 円	490 円
ロッカールーム3及	<u>び4</u>	各室につき	各室につき
		160 円	240 円
トレーニングルー	団体利用	<u>660</u>	<u>990</u>
<u> </u>	個人利用	<u>110</u>	<u>160</u>
会議室	営利又は宣伝を目的	<u>660</u>	990
	としない場合		
	営利又は宣伝を目的	<u>3, 300</u>	<u>4, 950</u>
	とする場合		
多目的室	営利又は宣伝を目的	<u>660</u>	990
	としない場合		
	営利又は宣伝を目的	3, 300	4, 950
	とする場合		
附属設備	椅子	1回(1日)	につき1脚

Г			
			50円(営利又は宣伝を目
			的とする場合に限る。)
		<u>長机</u>	1回(1日)につき1脚
			110円(営利又は宣伝を目
			的とする場合に限る。)
		シャワー室1及び2	各室1人1回につき 110
			<u>円</u>
		コイン式シャワーユ	1回につき 100円
		ニット	
		多目的シャワー室	1人1回につき 110円
	備考		
	(1) 開場時間(4	F前8時30分から午後	9時まで)の前又は後に利用
	する場合の使用	月料 (附属設備の利用に	係る使用料を除く。)の額は、
	午後5時から4	F後9時までの額とする	<u> </u>
	(2) 市外利用者	が利用する場合の使用料	- (附属設備の利用に係る使用
	<u>料を除く。)の</u>	額は、上記の額の2倍の	の額とする。
	(3) トレーニング	ブルームに係る個人利用	は、団体利用がない場合に限
	<u>るものとする。</u>	<u> </u>	
<u>7</u> 仮設売店	<u>8</u> 仮設売店		
略	略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。ただし、別表1文化体育館の表、2野球場の表及び5陸上競技場の表の改正規定は、同年10月1

日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後の鴨川市総合運動施設交流棟の利用に関し必要な申請、許可、使用料の徴収その他の行為は、同日前においても、改正後の鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の規定の例により行うことができる。
- 3 改正後の別表1文化体育館の表、2野球場の表及び5陸上競技場の表の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に利用する 鴨川市総合運動施設文化体育館、野球場及び陸上競技場の利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合運動施設文化体育館、 野球場及び陸上競技場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第13号

鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が令和6年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業の設置等に関する条例(平成17年鴨川市条例第144号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)	第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)
第 243 条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員	第 243 条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員
の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当	の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当
該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。	該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月26日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)により水道法(昭和32年法律第177号)の一部が改正され令和6年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業給水条例(平成17年鴨川市条例第146号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

水道法に基づく事務のうち水質及び衛生に関する事務以外の事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴う条文の整備を 行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市水道事業給水条例 新旧対照表

改正前	改正後
(工事の申込み)	(工事の申込み)
第5条 給水装置を新設、増設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第	第5条 給水装置を新設、増設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第
177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定め	177号。以下「法」という。) 第 16 条の 2 第 3 項の <u>国土交通省令</u> で定め
る給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、あらか	る給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、あらか
じめ水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申し込み、その承認	じめ水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申し込み、その承認
を受けなければならない。	を受けなければならない。
2 略	2 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 略

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者 の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の 申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただ し、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変 更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合して いることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

- 第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第 16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を 除く。)又は撤去した者
 - $(2)\sim(4)$ 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 略

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者 の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の 申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただ し、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変 更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合して いることを確認したときは、この限りでない。

(渦料)

- 第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第 16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を 除く。)又は撤去した者
 - $(2)\sim(4)$ 略

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が令和6年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市病院事業の設置等に関する条例(平成17年鴨川市条例第147号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)
第 243 条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員	第 243 条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員
の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当	の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当
該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。	該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

令和5年度鴨川市一般会計補正予算(第9号)

1 提案理由

令和5年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算(第9号)を調製したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア歳入

	款	補正前の額	補正額	計	説明
1	市税	4, 478, 585	△15, 440	4, 463, 145	法人市民税(現年度課税分) △22,000 市たばこ税(現年度課税分)
					△4,000 入湯税 (現年度課税分) 4,000 外
11	地方交付税	4, 760, 171	99, 768	4, 859, 939	普通交付税
13	分担金及び負担金	102, 669	△25, 304	77, 365	農地農業用施設災害復旧事業分担金 △25,515 市営漁港整備事業分
					担金 211
14	使用料及び手数料	683, 223	△1, 564	681, 659	税務証明等手数料 400 廃棄物持込処理手数料 △1,500 浄化槽汚泥
					処理手数料 △228 外
15	国庫支出金	2, 937, 699	13, 186	2, 950, 885	現年発生補助災害復旧負担金(公共土木施設) △103,588 物価高騰
					対応重点支援地方創生臨時交付金 129,836 新型コロナワクチン接種
					体制確保事業補助金 △21,710 外
16	県支出金	1, 159, 612	△46, 662	1, 112, 950	災害救助費負担金 △17,510 災害に強い森づくり事業補助金 △
					7,780 千葉県議会議員選挙委託金 △11,918 外
17	財産収入	14, 377	426	14, 803	財政調整基金利子

18 寄附金	613, 593	△47, 755	565, 838	ふるさぽーと寄附金 △50,000 企業版ふるさと納税寄附金 1,400
				教育費寄附金 500 外
19 繰入金	1, 451, 379	△186, 591	1, 264, 788	財政調整基金繰入金 △183,212 まちづくり支援基金繰入金 △900
				教育振興基金繰入金 △2,639 外
21 諸収入	323, 728	666	324, 394	コミュニティ助成事業助成金 △600 資源物売払代 1,000 予防給付
				介護報酬 525 外
22 市債	1, 302, 490	△58, 700	1, 243, 790	現年発生補助災害復旧事業債(農林水産施設) △7,000 現年発生単
				独災害復旧事業債 7,200 現年発生補助災害復旧事業債(公共土木施
				設) △49,300 外
歳入合計	19, 831, 280	△267, 970	19, 563, 310	

イ 歳出(目的別)

	款	補正前の額	補正額	計
1	議会費	188, 685	△2, 092	186, 593
2	総務費	3, 344, 730	△48, 590	3, 296, 140
3	民生費	6, 515, 476	76, 825	6, 592, 301
4	衛生費	2, 444, 922	△60, 340	2, 384, 582
6	農林水産業費	703, 140	1,838	704, 978
7	商工費	478, 105	△2, 749	475, 356
8	土木費	894, 479	△38, 982	855, 497
9	消防費	891, 987	△3, 405	888, 582
10	教育費	1, 975, 424	△37, 502	1, 937, 922
11	災害復旧費	511, 458	△151, 266	360, 192
12	公債費	1, 860, 965	△1,707	1, 859, 258

歳出合計	19, 831, 280	△267, 970	19, 563, 310
ウ 歳出(性質別)			(単位 千円)
区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3, 713, 491	△20, 542	3, 692, 949
扶助費	3, 035, 046	△9, 136	3, 025, 910
公債費	1, 860, 938	△1,707	1, 859, 231
物件費	3, 530, 726	△109, 270	3, 421, 456
維持補修費	261, 644	1,069	262, 713
補助費等	2, 664, 705	61, 565	2, 726, 270
積立金	985, 908	22, 874	1, 008, 782
貸付金	95, 360	△2, 160	93, 200
繰出金	1, 644, 394	△19, 145	1, 625, 249
投資的経費	1, 983, 399	△191, 518	1, 791, 881
普通建設事業費	1, 451, 877	△36, 470	1, 415, 407
補助事業費	690, 332	△16, 707	673, 625
単独事業費	716, 452	△19, 122	697, 330
その他	45, 093	△641	44, 452
災害復旧事業費	531, 522	△155, 048	376, 474
歳出合計	19, 831, 280	△267, 970	19, 563, 310

工 主要事業

款項目	事業名	予算額		財源	内訳		説明
			国県	地方債	その他	一般財源	
			支出金				

2-3-1	戸籍住民基本台帳	12, 980	12, 980		・住民基本台帳システム改修業務委託料 6,215 千円
	事務費				・戸籍電算システム改修業務委託料 6,765 千円
					戸籍法及び住民基本台帳法の一部が改正され、戸籍、戸籍
					の附票及び住民票に氏及び名の振り仮名を記載することか
					ら、住民基本台帳システム及び戸籍電算システムについて必
					要な改修を行う。
2-3-1	証明書等コンビニ	1, 881	1,881		・システム改修委託料 1,881 千円
	交付事業				戸籍法及び住民基本台帳法の一部が改正され、戸籍、戸籍
					の附票及び住民票に氏及び名の振り仮名を記載することか
					ら、これらの証明書を発行するコンビニ交付システムについ
					て必要な改修を行う。

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

款項目	事業名	予算額		財源	内訳		説明
			国県	地方債	その他	一般財源	
			支出金				
3-1-1	物価高騰対応重点	101, 264	101, 264				・物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯分)
	支援給付金支給事						100,000 千円 外
	業(均等割のみ課						エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている低所
	税世帯分)						得世帯を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対し、
							10 万円の給付金を支給する。
3-2-1	物価高騰対応重点	28, 572	28, 572				・物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分) 24,300 千
	支援給付金支給事						円 外
	業(こども加算分)						エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている低所
							得世帯を支援するため、低所得の子育て世帯(住民税非課税

			世	帯及び住民税均等割のみ課税	三世帯)に対し、18 歳以下の
			児	童1人につき5万円の給付金	を支給する。
				支給対象者	支給額
				基準日(令和5年12月1日	児童1人につき5万円
				現在)において、本市の住	(486 人(見込み))
				民基本台帳に登録されてい	
				る者で、令和5年度におけ	
				る住民税非課税世帯又は均	
				等割のみ課税世帯に属する	
				平成 17 年4月2日以後に	
				出生した児童の世帯主	

(2) 繰越明許費補正

ア追加

款項	事業名	金額	説明
2-3	戸籍住民基本台帳事務費	12, 980	住民基本台帳システム及び戸籍電算システムの改修について、仕様の決定に不測
			の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費(システム改修委託料)
			を令和6年度に繰り越して使用する。
	証明書等コンビニ交付事業	1,881	コンビニ交付システムの改修について、仕様の決定に不測の日数を要し、年度内
			の完了が見込めないため、当該事業費(システム改修委託料)を令和6年度に繰り
			越して使用する。
3-1	物価高騰対応重点支援給付	101, 264	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する、物価高騰対応重点
	金支給事業(均等割のみ課		支援給付金支給事業(均等割のみ課税世帯分)について、当該給付金の支給申請期
	税世帯分)		限が令和6年5月末日とされており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費

			を令和6年度に繰り越して使用する。
	社会福祉扶助事業(災害経	100	令和5年台風第13号により土砂流入の被害を受けた家屋の土砂排除に対する災
	費)		害見舞金について、復旧作業が年度内に完了しないため、当該事業費(災害見舞金)
			を令和6年度に繰り越して使用する。
3-2	物価高騰対応重点支援給付	28, 572	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する、物価高騰対応重点
	金支給事業(こども加算分)		支援給付金支給事業(こども加算分)について、当該給付金の支給申請期限が令和
			6年5月末日とされており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費を令和6
			年度に繰り越して使用する。
4-1	新型コロナワクチン予防接	884	新型コロナワクチン予防接種について、予防接種法上の特例臨時接種が令和6年
	種事業		3月31日までとされており、未使用の医療機器等の処分等については、年度内の
			完了が見込めないため、当該事業費の一部を令和6年度に繰り越して使用する。
4-2	し尿処理施設維持管理費	1, 320	ばっ気ブロワー動力用インバータの修繕について、部品の確保に不測の日数を要
			し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費(修繕料)を令和6年度に繰り越
			して使用する。
6-1	農地農業用施設等補修事業	28, 200	令和5年台風第13号により被災した農地等について、被災箇所が多数あること
	(災害経費)		から、施工事業者の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当
			該事業費(農地等災害復旧費補助金)を令和6年度に繰り越して使用する。
6-3	漁港施設維持管理事業	19, 965	浜波太漁港東内防波堤補修工事について、入札不調による設計内容等の見直しに
			不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費(漁港整備工事)
			を令和6年度に繰り越して使用する。
8-2	市道整備事業	5, 618	市道前川田尾沢線改良工事について、使用する擁壁の製造に不測の日数を要し、
			年度内の完了が見込めないため、当該事業費の一部を令和6年度に繰り越して使用
			する。
9-1	防災情報伝達事業	9, 821	県が実施する千葉県防災行政無線設備(衛星系)再整備工事について、使用する

			機器の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費(千
			葉県防災行政無線再整備負担金)を令和6年度に繰り越して使用する。
10-5	旧江見小学校跡地活用事業	95, 040	旧江見小学校の解体工事について、施工方法の調整に不測の日数を要し、年度内
			の完了が見込めないため、当該事業費の一部を令和6年度に繰り越して使用する。

イ 変更 (単位 千円)

款項	事業名	金	額	説明
		変更前	変更後	
3-5	被災住宅応急修理支援事業	20, 294	2, 078	被災住宅応急修理業務委託料について、事業費の減額に伴い
				繰越金額を減額する。
8-2	道路橋梁維持補修事業(災害経費)	74, 504	65, 287	修繕料について、その一部が完了する見込みであることから
				繰越金額を減額する。
8-3	河川維持補修事業 (災害経費)	22, 648	11, 327	修繕料について、その一部が完了する見込みであることから
				繰越金額を減額する。
11-1	林道災害復旧事業	30, 000	22, 565	林道災害復旧工事について、事業費の減額に伴い繰越金額を
				減額する。
	農地農業用施設災害復旧事業	57, 750	37, 394	農地農業用施設災害復旧工事について、事業費の減額に伴い
				繰越金額を減額する。
11-2	土木施設災害復旧事業	322, 816	205, 886	市道災害復旧工事について、事業費の減額に伴い繰越金額を
				減額する。

(3) 債務負担行為補正

ア・追加

事項	期間	限度額	説明		
ふるさと納税推進事業委託料	自 令和5年度	27, 840	ふるさと納税推進事業を円滑に実施するため、令和6年4月		
	至 令和6年度		1日から履行する契約の準備手続きを実施するため、債務負担		

		行為を追加する。	

イ 変更

(単位 千円)

事項	期	間	限月	度額	説明
	補正前	補正後	補正前	補正後	
自動車損害保険料	自 令和5年度	自 令和5年度	139	177	移動教室バスの物損事故により、自動車損
	至 令和6年度	至 令和6年度			害保険料が増額されるため、債務負担行為を
					変更する。

(4) 地方債補正

ア追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
農業用施設小災害復旧事業	900	令和5年台風第 13 号による災害が、激甚災害の指定を受け
		たことから、農道維持管理事務費(災害経費)に係る修繕料の
		一部を対象事業費とし、限度額を追加する。

イ 変更

起債の目的	限度	E額	説明	
	補正前	補正後		
清掃運搬施設整備事業	7, 900	6, 600	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。	
ほ場整備事業	3,000	2, 500	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。	
漁港整備事業	37, 500	38, 200	漁港施設維持管理事業に係る漁港整備工事費の追加に伴い限	
			度額を追加する。	
幹線市道整備事業	39, 000	36, 300	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。	
道路メンテナンス事業	27, 400	23, 700	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。	
小学校施設改修事業	5, 600	2,900	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。	

中学校施設改修事業	11, 700	12, 100	工事費の流用による地方債の区分変更に伴い限度額を追加す
			る。
旧江見小学校跡地活用事業	195, 100	194, 400	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
林道現年発生補助災害復旧事業	13, 500	7, 800	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
農業用施設現年発生補助災害復旧事	1, 500	200	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
業			
農林水産施設現年発生単独災害復旧	500	7, 700	林道整備事業(災害経費)等に係る維持補修工事費の追加等
事業			に伴い限度額を追加する。
公共土木施設現年発生補助災害復旧	104, 500	55, 200	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
事業			

議案第17号

令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

1 提案理由

令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算(第3号)を調製したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

アー歳入

	款		項	補正前の額	補正額	計	説明
1	国民健康保険税			637, 110	3, 700	640, 810	
		1	国民健康保険税	637, 110	3, 700	640, 810	滞納繰越分
7	県支出金			2, 993, 722	126, 681	3, 120, 403	
		1	県負担金	2, 993, 722	126, 681	3, 120, 403	保険給付費等交付金 (普通交付金)
10	繰入金			368, 978	△3, 700	365, 278	
		1	他会計繰入金	257, 796	△8,809	248, 987	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) △4,096
							保険基盤安定繰入金(保険者支援分) △4,676
							未就学児均等割保険税繰入金 △79 産前産後保
							険税繰入金 42
		2	基金繰入金	111, 182	5, 109	116, 291	財政調整基金繰入金
	歳入	合計		4, 031, 293	126, 681	4, 157, 974	

イ 歳出 (単位 千円)

	款	項	補正前の額	補正額	計
2	保険給付費		2, 946, 984	126, 681	3, 073, 665
		1 療養諸費	2, 528, 656	58, 049	2, 586, 705
		2 高額療養費	408, 693	68, 632	477, 325
	歳出	合計	4, 031, 293	126, 681	4, 157, 974

ウ・主要事業

款項目	事業名	予算額		財源内訳			説明
			国県	地方債	その他	一般財源	
			支出金				
2-1-1	一般被保険者診	58, 049	58, 049				•一般被保険者診療報酬 58,049 千円
	療報酬						診療報酬の増加に伴い、医療機関に支払う診療報酬を増額
							する。
2-2-1	一般被保険者高	68, 632	68, 632				•一般被保険者高額療養費 68,632 千円
	額療養費						高額療養費の増加に伴い、一般被保険者高額療養費を増額
							する。

議案第18号

令和5年度鴨川市介護保険特別会計補正予算(第3号)

1 提案理由

令和5年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算(第3号)を調製したので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア歳入

	款		項	補正前の額	補正額	計	説明
2	国庫支出金			1, 094, 441	△1,689	1, 092, 752	
		2	国庫補助金	351, 276	△1,689	349, 587	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総
							合事業) △1,310 地域支援事業交付金(介護予
							防・日常生活支援総合事業以外) △379
3	支払基金交付金			1, 152, 123	△1,415	1, 150, 708	
		1	支払基金交付金	1, 152, 123	△1,415	1, 150, 708	地域支援事業支援交付金 △1,415
4	県支出金			644, 888	△845	644, 043	
		2	県補助金	22, 410	△845	21, 565	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総
							合事業) △655 地域支援事業交付金(介護予
							防・日常生活支援総合事業以外) △190
6	繰入金			793, 131	△1,839	791, 292	
		1	一般会計繰入金	729, 014	△1,839	727, 175	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総
							合事業) △655 地域支援事業繰入金(介護予防

					・日常生活支援総合事業以外) △184 事務費総 入金(介護保険事業分) △1,000	中
歳入	合計	4, 621, 884	△5, 788	4, 616, 096		

イ 歳出 (単位 千円)

	款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費		126, 655	△1,000	125, 655
		2 徴収費	2,910	△200	2,710
		3 介護認定審査会費	31, 245	△800	30, 445
5	地域支援事業費		142, 707	△6, 225	136, 482
		1 介護予防・生活支援サー	60, 859	△5, 241	55, 618
		ビス事業費			
		3 包括的支援事業・任意事	77, 568	△984	76, 584
		業費			
6	基金積立金		1	1, 437	1, 438
		1 基金積立金	1	1, 437	1, 438
		歳出合計	4, 621, 884	△5, 788	4, 616, 096

 ウ 主要事業
 (単位 千円)

款項目	事業名	予算額		財源内訳			説明
			国県	地方債	その他	一般財源	
			支出金				
1-2-1	賦課徴収費	△200				△200	・印刷製本費 △200 千円
							介護保険料のリーフレット等に係る印刷費が見込みを下回
							ったため、減額する。

1-3-1	介護認定審査会	△800			△800	・介護認定審査会委員報酬 △800 千円
	費					介護認定審査会の開催回数等が見込みを下回ったため、減
						額する。
5-1-1	介護予防・生活	△4, 453	△1,670	△1,759	△1,024	・第一号訪問事業負担金 △4,453 千円
	支援サービス事					第一号訪問事業の利用件数が見込みを下回ったため、減額
	業					する。
5-1-2	介護予防ケアマ	△788	△295	△311	△182	・第一号介護予防支援業務委託料 △788 千円
	ネジメント事業					介護予防ケアマネジメントの件数が見込みを下回ったた
						め、減額する。
5-3-3	成年後見制度利	△984	△569	△184	△231	・成年後見制度利用支援助成金 △984 千円
	用支援事業					報酬助成件数が見込みを下回ったため、減額する。
6-1-1	介護給付費準備	1, 437			1, 437	・介護給付費準備基金積立金 1,437 千円
	基金積立金					負担金等の減額による歳入超過分を基金に積み立てる。

議案第19号

令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

1 提案理由

令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算(第3号)を調製したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 後期高齢者医療		452, 214	4, 896	457, 110	
保険料	1 後期高齢者医療	452, 214	4, 896	457, 110	特別徵収保険料(現年度分) △219 普通徴収保
	保険料				険料(現年度分) 5,115
3 繰入金		139, 191	$\triangle 7,216$	131, 975	
	1 一般会計繰入金	139, 191	$\triangle 7,216$	131, 975	保険基盤安定繰入金
5 諸収入		11, 113	160	11, 273	
	5 受託事業収入	9, 361	160	9, 521	健康診査等受託収入
歳入	合計	604, 068	△2, 160	601, 908	

イ 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療		582, 885	△2, 320	580, 565
広域連合納付金	1 後期高齢者医療	582, 885	△2, 320	580, 565
	広域連合納付金			

3 諸支出金		3, 797	160	3, 957
	2 繰出金	2, 047	160	2, 207
歳出	合計	604, 068	△2, 160	601, 908

ウ 主要事業 (単位 千円)

,	,										
款項目	事業名	予算額		財源	内訳		説明				
			国県	地方債	その他	一般財源					
			支出金								
2-1-1	後期高齢者医	△2, 320				△2, 320	・保険基盤安定拠出金 △7,216 千円				
	療広域連合納						納付金額が確定したことから、不用額を減額する。				
	付金						・後期高齢者医療保険料等負担金 4,896 千円				
							被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を、千葉県後				
							期高齢者医療広域連合に納付する。				
3-2-1	一般会計繰出	160			160		・一般会計繰出金(人間ドックみなし受診分) 160 千円				
	金						千葉県後期高齢者医療広域連合からの人間ドックみなし				
							受診分に係る健康診査等受託収入を、一般会計に繰り出す。				

議案第21号

令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計予算

1 提案理由

令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入 (単位 千円)

	款		項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1	国民健康保険税			586, 403	674, 510	△88, 107	
		1	国民健康保険税	586, 403	674, 510	△88, 107	現年課税分 565,000 滞納繰越分 21,403
4	国庫支出金			99	1	98	
		2	国庫補助金	99	1	98	災害臨時特例補助金 49 出産育児一時金臨時補
							助金 50
7	県支出金			2, 912, 436	2, 986, 187	\triangle 73, 751	
		1	県負担金	2, 912, 436	2, 986, 187	△73, 751	保険給付費等交付金(普通交付金) 2,859,855 保
							険者努力支援分 11,970 県繰入金(2号分)
							25, 469 外
10	繰入金			339, 637	293, 024	46, 613	
		1	他会計繰入金	235, 566	256, 340	△20, 774	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 123,800 保
							険基盤安定繰入金(保険者支援分) 63,100 財政
							安定化支援事業繰入金 38,026 外
		2	基金繰入金	104, 071	36, 684	67, 387	財政調整基金繰入金

11 繰越金		23, 710	28, 985	△5, 275	
	1 繰越金	23, 710	28, 985	△5, 275	前年度繰越金
12 諸収入		7, 235	7, 722	△487	
	1 延滞金及び過料	1, 500	2,000	△500	一般被保険者延滞金
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	5 雑入	5, 734	5, 721	13	一般被保険者第三者納付金 外
歳入	合計	3, 869, 520	3, 990, 429	△120, 909	

(2) 歳出 (単位 千円)

	款		項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1	総務費			11, 910	15, 513	△3, 603
		1	総務管理費	8, 235	11, 916	△3, 681
		2	徴税費	3, 540	3, 462	78
		3	運営協議会費	135	135	0
2	保険給付費			2, 868, 903	2, 946, 984	△78, 081
		1	療養諸費	2, 456, 877	2, 528, 656	△71, 779
		2	高額療養費	402, 878	408, 693	△5, 815
		3	移送費	100	100	0
		4	出産育児諸費	5, 000	5, 000	0
		5	葬祭諸費	4, 000	4, 000	0
		6	傷病手当金	48	535	△487
3	国民健康保険事			943, 704	976, 713	△33, 009
È	業費納付金	1	医療給付費分	638, 480	667, 590	△29, 110
		2	後期高齢者支援	227, 299	219, 265	8, 034

		Ś	金等分			
		3	介護納付金分	77, 925	89, 858	△11, 933
8	保健事業費			39, 130	45, 345	△6, 215
		1	特定健康診査等	20, 572	21, 490	△918
		-	事業費			
		2	保健事業費	18, 558	23, 855	△5, 297
9	基金積立金			1	1	0
		1	基金積立金	1	1	0
10	公債費			1	1	0
		1	公債費	1	1	0
11	諸支出金			3, 871	3, 871	0
		1	償還金及び還付	3, 071	3, 071	0
		ナ	11算金			
		2	繰出金	800	800	0
12	予備費			2,000	2,000	0
		1	予備費	2,000	2,000	0
×	共同事業拠出金			0	1	△1
		×	共同事業拠出金	0	1	△1
	歳出	合計	•	3, 869, 520	3, 990, 429	△120, 909

(3) 主要事業 (単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県	地方債	その他	一般財源	
			支出金				

2-1-1	一般被保険者	2, 443, 636	2, 443, 636		·一般被保険者診療報酬 2,443,636 千円
	診療報酬				一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた場合、そ
					の医療費の原則7割を医療機関に支払う。
2-1-3	一般被保険者	9, 448	9, 448		·一般被保険者療養費 9,448 千円
	療養費				一般被保険者がやむを得ない理由により保険証を提示
					できず、保険医療機関において費用を 10 割支払った場
					合、後日その診療に要した費用を被保険者の一部負担金
					を除いて給付する。
2-2-1	一般被保険者	402, 204	402, 204		•一般被保険者高額療養費 402,204 千円
	高額療養費				一般被保険者の医療費の自己負担を軽減するため、所
					得及び年齢に応じて定める一定限度額を超える医療費を
					支払った場合、その超えた金額を給付する。
2-4-1	出産育児一時	5,000	50	4, 950	・出産育児一時金 5,000 千円
	金				被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世
					帯主に対し、1件につき50万円を給付する。
2-5-1	葬祭費	4,000		4,000	・葬祭費 4,000 千円
					被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った者に対
					し、1件につき5万円を給付する。
3-1-1	一般被保険者	638, 480	39, 653	598, 827	•一般被保険者医療給付費納付金 638,480 千円
	医療給付費分				千葉県全体の保険給付費の見込みから千葉県全体の国
					民健康保険事業納付金の総額を算出し、年齢調整後の医
					療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた納付金を
					千葉県に納付する。

3-2-1	一般被保険者	227, 299			227, 299	•一般被保険者後期高齢者支援金等納付金 227,299 千円
	後期高齢者支					・介護納付金 77,925 千円
	援金等分					千葉県全体の後期高齢者支援金等納付金及び介護納付
3-3-1	介護納付金分	77, 925			77, 925	金の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の
						総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金
						を千葉県に納付する。
8-1-1	特定健康診査	20, 572	7, 074	1, 980	11, 518	・健康診査委託料 17,241 千円 外
	等事業費					40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象に、生活習慣病
						予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施す
						る。
8-2-1	保健衛生普及	5, 390	185		5, 205	・郵便料 4,716 千円 外
	費事業					被保険者の健康の保持増進等のため、年4回(5月、
						8月、11月及び1月)、医療費通知を送付する。
8-2-1	ジェネリック	294	96		198	・郵便料 178 千円 外
	医薬品普及促					年2回(6月及び12月)、ジェネリック医薬品に切り
	進事業					替えた場合を試算した差額通知を送付する。
8-2-1	短期人間ドッ	8, 100			8, 100	・短期人間ドック補助金 8,100 千円
	ク利用助成事					疾病を予防し、医療費の軽減を図るため、短期人間ド
	業					ック受診者に対し、助成を実施する。
8-2-2	特定健康診査	4, 774	4, 774			・特定健診受診勧奨業務委託料 4,774 千円
	受診率向上事					特定健康診査の受診率向上を図るため、未受診者及び
	業					不定期受診者を対象とした受診勧奨業務を委託する。

議案第 22 号

令和6年度鴨川市介護保険特別会計予算

1 提案理由

令和6年度鴨川市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入 (単位 千円)

款		項	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 保険料			917, 748	839, 653	78, 095	
	1	介護保険料	917, 748	839, 653	78, 095	特別徴収保険料(現年度分) 831,028 普通徴収
						保険料(現年度分) 86,311 滞納繰越分 409
2 国庫支出金			1, 115, 057	1, 090, 907	24, 150	
	1	国庫負担金	760, 735	743, 032	17, 703	介護給付費負担金
	2	国庫補助金	354, 322	347, 875	6, 447	調整交付金 301,261 地域支援事業交付金(介護
						予防・日常生活支援総合事業) 14,869 地域支
						援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業
						以外) 30,588 外
3 支払基金交付金			1, 178, 063	1, 151, 943	26, 120	
	1	支払基金交付金	1, 178, 063	1, 151, 943	26, 120	介護給付費交付金 1,162,004 地域支援事業支
						援交付金 16,059
4 県支出金			660, 704	644, 805	15, 899	
	1	県負担金	637, 975	622, 395	15, 580	介護給付費負担金

	2 県補助金	22, 729	22, 410	319	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総
					合事業) 7,435 地域支援事業交付金(介護予
					防・日常生活支援総合事業以外) 15,294
5 財産収入		1	1	0	
	1 財産運用収入	1	1	0	介護給付費準備基金利子
6 繰入金		729, 329	736, 638	△7, 309	
	1 一般会計繰入金	729, 329	725, 404	3, 925	介護給付費繰入金 537,965 地域支援事業繰入
					金(介護予防・日常生活支援総合事業) 7,435
					地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総
					合事業以外) 15,294 低所得者保険料軽減繰入
					金 48,614 外
	× 基金繰入金	0	11, 234	△11 , 234	
7 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
8 諸収入		3, 157	3, 466	△309	
	1 延滞金及び過料	2	2	0	第1号被保険者延滞金 1 過料 1
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	3 雑入	3, 154	3, 463	△309	配食サービス利用料 3,148 外
	歳入合計	4, 604, 060	4, 467, 414	136, 646	

(2) 歳出 (単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較
1 総務費		120, 022	119, 772	250
	1 総務管理費	78, 672	86, 879	△8, 207

		2	徴収費	2, 973	2, 910	63
		3	介護認定審査会	38, 157	29, 811	8, 346
		撑	ė,			
		4	趣旨普及費	220	172	48
2 保険	給付費			4, 303, 718	4, 201, 312	102, 406
		1	介護サービス等	3, 940, 522	3, 844, 784	95, 738
		1	皆費			
		2	介護予防サービ	109, 415	106, 227	3, 188
		7	マ等諸費			
		3	その他諸費	3, 464	3, 379	85
		4	高額介護サービ	100, 772	100, 772	0
		7	ス等費			
		5	高額医療合算介	10, 218	10, 218	0
		討	隻 サービス等費			
		6	特定入所者介護	139, 327	135, 932	3, 395
		Ą	ナービス等費			
3 財政	女安定化基金			1	1	0
拠出金	2	1	財政安定化基金	1	1	0
		抄	0.出金			
5 地域	支援事業費			142, 072	142, 707	△635
		1	介護予防・生活	55, 883	60, 859	△4, 976
		3	支援サービス事業			
		撑	基			

1				I		
		2	一般介護予防事	3, 418	4, 100	△682
		j				
		3	包括的支援事	82, 597	77, 568	5, 029
		j	美・任意事業費			
		4	その他諸費	174	180	△6
6	基金積立金			34, 656	1	34, 655
		1	基金積立金	34, 656	1	34, 655
7	公債費			1	1	0
		1	公債費	1	1	0
8	諸支出金			1, 590	1, 620	△30
		1	償還金及び還付	1, 590	1, 620	△30
		t	叩算金			
9	予備費			2,000	2,000	0
		1	予備費	2,000	2,000	0
	歳出	合計		4, 604, 060	4, 467, 414	136, 646

(3) 主要事業 (単位 千円)

項目	事業名	予算額		財源内訳			説明
			国県	地方債	その他	一般財源	
			支出金				
1-3-1	介護認定審査	11, 111				11, 111	・介護認定審査会システムサーバー移設業務 3,670 千円 外
	会費						介護認定審査会システムのサーバーの保守期間が経過す
							ることから、標準準拠システムへの移行までの間、別のサー
							バーに移設する。

1-3-2	認定調査等費	27, 046			27, 046	·会計年度任用職員報酬 13,099 千円 外
		,			,	介護保険の認定に必要な訪問調査等を行うため、介護認定
						調査員等の会計年度任用職員を雇用する。
2-1-1	居宅介護サー	1, 457, 847	575, 852	393, 618	488, 377	・居宅介護サービス給付費 1,457,847 千円
	ビス給付費					要介護認定者が利用する訪問、通所等の居宅介護サービス
						費を給付する。
	施設介護サー	1, 724, 601	681, 217	465, 642	577, 742	・施設介護サービス給付費 1,724,601 千円
	ビス給付費					要介護認定者が利用する介護老人福祉施設、介護老人保健
						施設等の施設介護サービス費を給付する。
2-2-1	介護予防サー	88, 313	34, 881	23, 845	29, 587	・介護予防サービス給付費 88,313 千円
	ビス給付費					要支援認定者が利用する訪問、通所等の介護予防サービス
						費を給付する。
5-3-2	地域包括支援	39, 299	27, 650	7, 566	4, 083	・地域包括支援センターサブセンター業務委託料 24,476 千
	センターサブ					円
	センター事業					福祉総合相談センター・天津小湊の相談支援等の運営業務
						を委託する。
						・地域包括支援センター運営負担金 14,823 千円
						福祉総合相談センター・長狭の相談支援等の運営業務を実
						施する。
5-3-3	地域自立生活	13, 378	5, 907	5, 118	2, 353	・高齢者等生活支援型配食サービス委託料 13,318 千円 外
	支援事業(配					調理困難又は低栄養となったひとり暮らしの高齢者等を
	食サービス事					対象に配食サービスを提供するとともに、安否確認を実施す
	業)					る。

地域自立支援	4, 620	2, 668	889	1,063	・緊急通報システム業務委託料 4,620 千円
事業(緊急通					ひとり暮らしの高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、定
報体制整備事					期的な安否確認を実施するとともに、緊急時の対応を行う。
業)					

議案第23号

令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算

1 提案理由

令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入 (単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 後期高齢者医		500, 311	452, 214	48, 087	
療保険料	1 後期高齢者医	500, 311	452, 214	48, 087	特別徴収保険料(現年度分) 273,521 普通徴収
	療保険料				保険料(現年度分) 223,790 普通徴収保険料(滞
					納繰越分) 3,000
3 繰入金		145, 187	139, 191	5, 996	
	1 一般会計繰入	145, 187	139, 191	5, 996	事務費繰入金 9,124
	金				保険基盤安定繰入金 136,063
4 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
5 諸収入		2, 195	10, 463	△8, 268	
	1 延滞金、加算金	1	1	0	延滞金
	及び過料				
	2 償還金及び還	1, 100	1, 100	0	保険料還付金 1,000 還付加算金 100
	付加算金				

	3 預金利子	1	1	0	預金利子
4	4 受託事業収入	1, 093	9, 361	△8, 268	賦課徵収帳票作成等業務受託収入
歳入合計		647, 694	601, 869	45, 825	

(2) 歳出 (単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		9, 219	16, 386	△7, 167
	1 総務管理費	675	8, 095	△7, 420
	2 徴収費	8, 544	8, 291	253
2 後期高齢者医		636, 375	582, 658	53, 717
療広域連合納付	1 後期高齢者医療	636, 375	582, 658	53, 717
金	広域連合納付金			
3 諸支出金		1, 100	1,825	△725
	1 償還金及び還付	1, 100	1, 100	0
	加算金			
	× 繰出金	0	725	△725
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳と	出合計	647, 694	601, 869	45, 825

(3) 主要事業 (単位 千円)

款項目	事業名	予算額		財源	内訳		説明
			国県 地方債 その他 一般財源				
			支出金				

2-1-1	後期高齢者医	636, 375		636, 375	・保険基盤安定拠出金 136,063 千円
	療広域連合納				低所得者等の保険料軽減分を公費で補塡するため、一般会
	付金				計から繰り入れた県負担分(3/4)と市負担分(1/4)を合わ
				せて、千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。	
					・後期高齢者医療保険料等負担金 500,312 千円
					被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を、千葉県後
					期高齢者医療広域連合に納付する。

議案第24号

令和6年度鴨川市水道事業会計予算

1 提案理由

令和6年度鴨川市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量(A)	前年度予定量(B)	比較 (A) - (B)	増減率(%)
給水戸数	18,700 戸	18,600 戸	100 戸	0. 54
年間総給水量	5, 345, 000 m ³	5, 345, 000 m ³	0 m ³	_
1日平均給水量	14, 644 m ³	14, 644 m ³	0 m ³	_
主要な建設改良事業				
建設改良事業費	541,984 千円	440,609 千円	101,375 千円	23. 01

3 収益的収入及び支出

(1) 収入 (単位 千円)

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額 (A) - (B)	増減率(%)
第1款 事業収益	1, 513, 345	1, 511, 693	1,652	0.11
第1項 営業収益	1, 257, 779	1, 252, 680	5, 099	0.41
第1目 給水収益	1, 240, 800	1, 236, 400	4, 400	0.36
第2目 受託工事収益	8, 580	8, 580	0	_
第3目 その他の営業収益	8, 399	7, 700	699	9. 08
第2項 営業外収益	255, 565	259, 012	△3, 447	△1.33
第1目 給水申込負担金	30, 316	30, 316	0	_

第2目 受取利息及び配当金	180	432	△252	△58. 33
第3目 雑収益	701	701	0	_
第4目 他会計補助金	50, 000	50, 000	0	_
第5目 県補助金	42, 960	43, 330	△370	△0.85
第6目 長期前受金戻入	131, 408	134, 233	△2,825	△2. 10
第3項 特別利益	1	1	0	_
第1目 固定資産売却益	1	1	0	_

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額 (B)	増減額(A)-(B)	増減率(%)
第1款 事業費	1, 501, 993	1, 478, 418	23, 575	1. 59
第1項 営業費用	1, 434, 711	1, 401, 492	33, 219	2. 37
第1目 原水費	21, 606	25, 943	△4, 337	△16. 72
第2目 浄水費	563, 139	565, 637	△2, 498	△0.44
第3目 配水及び給水費	153, 436	162, 729	△9, 293	△5.71
第4目 受託工事費	8, 330	8, 330	0	_
第5目 総係費	151, 059	146, 380	4, 679	3. 20
第6目 減価償却費	536, 639	491, 971	44, 668	9.08
第7目 資産減耗費	500	500	0	_
第8目 その他の営業費用	2	2	0	_
第2項 営業外費用	57, 281	66, 925	△9, 644	△14. 41
第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	21, 930	31, 574	△9, 644	△30. 54
第2目 雑支出	351	351	0	_
第3目 消費税及び地方消費税	35, 000	35, 000	0	_

第3項 特別損失	1	1	0	_
第1目 過年度損益修正損	1	1	0	_
第4項 予備費	10,000	10,000	0	_
第1目 予備費	10,000	10,000	0	_

4 資本的収入及び支出

(1) 収入 (単位 千円)

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額(A)-(B)	増減率(%)
第1款 資本的収入	482, 129	341, 136	140, 993	41. 33
第1項 企業債	482, 128	341, 135	140, 993	41. 33
第1目 企業債	482, 128	341, 135	140, 993	41. 33
第2項 固定資産売却代金	1	1	0	_
第1目 固定資産売却代金	1	1	0	_

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額 (A) - (B)	増減率(%)
第1款 資本的支出	884, 208	848, 666	35, 542	4. 19
第1項 建設改良事業費	541, 984	440, 609	101, 375	23. 01
第1目 原水設備費	125, 360	3, 465	121, 895	3, 517. 89
第2目 浄水設備費	75, 978	184, 274	△108, 296	△58. 77
第3目 配水設備費	339, 733	251, 957	87, 776	34. 84
第4目 営業設備費	913	913	0	
第2項 企業債償還金	332, 224	398, 057	△65, 833	△16. 54
第1目 企業債償還金	332, 224	398, 057	△65, 833	△16. 54

第3項 予備費	10,000	10,000	0	
第1目 予備費	10,000	10,000	0	_

議案第25号

令和6年度鴨川市病院事業会計予算

1 提案理由

令和6年度鴨川市病院事業会計予算を調製したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量(A)	前年度予定量(B)	比較 (A) - (B)	増減率(%)
病床数	70 床	70 床	0 床	_
年間入院患者数	20,805 人	23,790 人	△2,985 人	△12. 55
年間外来患者数	41,452 人	39, 473 人	1,979 人	5. 01
1日平均入院患者数	57 人	65 人	△8 人	△12. 31
1日平均外来患者数	141 人	135 人	6人	4. 44
主要な建設改良事業				
建設改良費	61,137 千円	45,644 千円	15, 493 千円	33. 94

3 収益的収入及び支出

(1) 収入 (単位 千円)

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額 (A) - (B)	増減率(%)
第1款 事業収益	1, 523, 272	1, 385, 337	137, 935	9. 96
第1項 医業収益	1, 375, 269	1, 238, 587	136, 682	11. 04
第1目 入院収益	810, 375	717, 796	92, 579	12. 90
第2目 外来収益	404, 256	342, 103	62, 153	18. 17
第3目 その他医業収益	50, 695	48, 006	2, 689	5. 60

第4目 訪問看護ステーション収益	68, 766	62, 266	6, 500	10.44
第5目 居宅介護支援収益	17, 291	13, 187	4, 104	31. 12
第6目 訪問介護ステーション収益	16, 252	16, 132	120	0.74
第7目 地域包括支援センター収益	1, 374	1, 374	0	_
第8目 訪問リハビリテーション収益	6, 260	1, 429	4, 831	338. 07
× 他会計負担金	0	36, 294	△36, 294	皆減
第2項 医業外収益	148, 003	146, 750	1, 253	0.85
第1目 受取利息配当金	1	1	0	_
第2目 他会計補助金	107, 275	104, 819	2, 456	2.34
第3目 長期前受金戻入	12, 444	15, 098	△2, 654	△17. 58
第4目 負担金交付金	17, 673	16, 800	873	5. 20
第5目 その他医業外収益	10, 610	10, 032	578	5. 76
(0) 士山				(光片 九田)

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 事業費	1, 523, 272	1, 385, 337	137, 935	9. 96
第1項 医業費用	1, 452, 340	1, 316, 785	135, 555	10. 29
第1目 給与費	889, 130	778, 768	110, 362	14. 17
第2目 材料費	84, 105	77, 348	6, 757	8.74
第3目 経費	244, 631	225, 834	18, 797	8. 32
第4目 減価償却費	147, 528	165, 708	△18, 180	△10. 97
第5目 資産減耗費	1, 485	1, 485	0	_
第6目 研究研修費	85, 461	67, 642	17, 819	26. 34
第2項 医業外費用	70, 932	68, 552	2, 380	3. 47

第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	7, 814	7, 891	△77	△0.98
第2目 その他医業外費用	58, 875	56, 747	2, 128	3. 75
第3目 消費税及び地方消費税	4, 243	3, 914	329	8. 41

4 資本的収入及び支出

(1) 収入

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額 (B)	増減額(A)-(B)	増減率(%)
第1款 資本的収入	63, 849	48, 269	15, 580	32. 28
第1項 企業債	25, 300	12, 600	12, 700	100. 79
第1目 企業債	25, 300	12, 600	12, 700	100.79
第2項 出資金	38, 549	35, 669	2, 880	8. 07
第1目 出資金	38, 549	35, 669	2, 880	8. 07

科目	本年度予定額(A)	前年度予定額(B)	増減額 (A) - (B)	増減率(%)
第1款 資本的支出	137, 779	116, 535	21, 244	18. 23
第1項 建設改良費	61, 137	45, 644	15, 493	33. 94
第1目 有形固定資産購入費	61, 137	45, 644	15, 493	33. 94
第2項 企業債償還金	76, 642	70, 891	5, 751	8. 11
第1目 企業債償還金	76, 642	70, 891	5, 751	8. 11

議案第26号

鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市教育委員会委員、吉原里夏氏の任期が令和6年3月30日をもって満了することに伴い、同氏を適任者と認め引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により同意を求める。

2 任命する者

住 所 〇〇〇〇

氏 名 吉原 里夏

生年月日 〇〇〇〇